

57-R006

第二次回線開放の評価と今後の課題

昭和 58 年 3 月



財団法人 日本情報処理開発協会

この報告書は，日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて，昭和57年度に実施した「情報化の推進に関する調査研究」の一環としてとりまとめたものであります。

は　じ　め　に

近年、コンピュータによるオンライン情報処理の進展は、著しいものがあり、通信回線、パケット交換等の新しいサービスが開始され、ネットワークの形成にも多彩な道が開かれつつある。しかしながらわが国の通信回線制度はコンピュータによるデータ伝送、オンライン情報処理等の業務には種々の制約が存在し、不十分であった。

このような背景の下で、昭和57年7月の公衆電気通信法および同年10月郵政省令の一部改正により、通信回線の利用制限の自由化が一段と進んだと言える。

当協会では、かねてより「汎ネットワーク推進委員会」を設置して、各方面に対し、ネットワーク化推進に関する調査研究の成果を発表してきたが、この度の自由化について評価検討し、今後の解決すべき問題を提起し、ここに本報告書としてとりまとめた。

本報告書が広く関係方面に利用され、ネットワーク利用発展の一助となれば幸いである。

最後に、本調査研究にあたって、ご協力頂いた関係各位に心より感謝する次第である。

昭和58年3月

汎ネットワーク推進委員会（オンライン推進委員会改称）

構 成 メ ン バ ー

（ 50 音順，敬称略）

委 員 名	会 社 名 ・ 役 職
委 員 長 稲 葉 秀 三	勸産業研究所 理事長
副委員長 大 野 達 男	野村コンピュータシステム(株) 会長
委 員 赤 司 正 記	(株)市況情報センター 常務取締役
井 上 正 一	三洋電機(株) 情報機器製造事業部長
小笠原謙蔵	慶応義塾大学 工学部管理工学科講師
川 田 博 雄	ヤマトシステム開発(株) 常務取締役
北 村 亨	全日本空輸(株) 情報管理部長
榊 原 利 明	モービル石油(株) 経営科学部長
勝 田 正 之	日本電子計算(株) 会長
末 永 康 明	日本通運(株) 中央情報システムセンター 所長
富 田 潔	味の素(株) システム物流部 副部長
野垣内 章	近鉄航空貨物(株) 専務取締役
柳 井 朗 人	(株)電通国際情報サービス 技術顧問
田中京之介	当財団 技術調査部付参与

本委員会の下に，ワーキング・メンバーとして主に本委員所属機関の実務担当者およびゲストから成る専門委員会が設置されている。

事務局 観 日本情報処理開発協会 技術調査部 調査課

目 次

(資料 1) 第二次回線開放評価とニューメディアについての小アンケート

I 第二次回線開放評価

1. 第二次回線開放の評価

第二次開放についてのアンケート結果	1
B委員の評価	2
D委員の評価	4
E委員の評価	5
F委員の評価	7
G委員の評価	9
H委員の評価	12
J ゲスト委員の評価	14
K ゲスト委員の評価	16
L ゲスト委員の評価	19
M ゲスト委員の評価	21
ま と め	25

2. 中小企業暫定省令の評価

暫定省令に至る経緯	29
可能なパターンの明確化を要望	32
利用者側からみて中小企業VANは使えない	33
利用者の期待に応えるVANができるのか	34
取引先別端末設置の弊をさけたい	35
実情と問題点	36
公社はキャリアに徹し機密保持にも注意を	38

官庁への報告の労力	40
通信法全面改正遅延による危機感	41
難解な制度	42

(資料2) 第二次回線開放とニューメディアについてのアンケート

Ⅱ ニューメディア

3. ニューメディアへの展望

一般的展望	49
産構審におけるニューメディア検討の動き	58
INSへの関心	59
CATVの影響	60
VIDEOTEXの限界?	62
ま と め —— ニューメディアの今後の進展について	63

4. INSに対する協会の意見

資料1 第二次回線開放評価とニューメディアについての小アンケート

I 第二次回線開放評価

第二次回線開放評価とニューメディアについてのアンケート (専門委員会内のみ)

太字の数字は各質問への投票数

I 第二次回線開放評価

Q 1 第二次開放までにオンラインシステムにかかわる通信環境で「貴社として」不便を感じていた事柄

技術条件	なし	あり
	7	3
制度条件	なし	あり
	1	10
料金条件	なし	あり
	2	8
手続条件	なし	あり
	1	10

Q 2 前項を省みた結果「貴社として」57年の第二次開放をどの程度に評価されますか

	評 価			
	十分	まずまず	不十分	全く不十分
共同使用関係	2	8	2	0
他人使用関係	1	8	3	0
相互接続関係	1	4	6	1
中小企業暫定省令	0	2	9	1

Q 3 今後の問題 (イ) VAN について

右の選択肢に1つの◎印(より重要)と1つの○印の2箇の印をおつけ下さい。

(②と③は背反)

＊ 通称による。現在の実態は(データ処理)+(テキスト通信)でいわゆるVANであるかどうかには問題あり。

① 暫定省令による中小企業VAN*

⑥ でしばらく様子を見、事実上適用内容の拡大を計る。

② 規制つきでも(財務内容審査,

⑤ 技術力審査, 料金届出/認可制を含む)

早急に一般VANの自由化を望む

③ 遅れても規制なき一般VANの

④ 自由化を望む

④ 通信法全体の見直しが必要で

⑪ VANの問題も必要ならそこに含まれるべきだ

⑤ その他

②

(ロ) 通信法制について

右の選択肢に1つの○印をおつけ下さい。

① 現行法下でも更に開放前進の可能性あり、推進すべきである

② 当面は公衆法と有線電気通信法の全面改正を次の目標とすべきである

③ 第二次開放は現行法下における自由化の限度であり、全通信法体系の見直しを次の機会に望む

④ その他(具体的にお示し下さい)

①

Q 4 第二次回線開放により、何をしたいか、する予定か、お差し支えない範囲でお示し下さい。(多重回答)

☐ 共同使用の業務関係範囲拡大に沿ったシステムを実現する(したい)

4

☐ 他人使用の態様拡大に沿って業務を展開する(したい)

3

☐ 相互接続の一部自由化(公—特)を利用したシステム構築を積極的に行う(行いたい)

6

☐ 中小企業暫定省令による中小企業通信システムを構築する(したい)

2

☐ その他

1

1. 第二回線開放の評価

本討議は、本委員会の決定に基づきゲストを含む専門委員会における討議の記録である。

1. 第二次回線開放の評価

C 先般この委員会の本委員会におきまして決定された2つのアンケートについてご討議をお願いしたいと存じます。このアンケートの内容は、第二次回線開放についての各社の評価と、これに付随して、これもINSと若干関係もあるのでございますが、近ごろ議論が盛んになって世間の注目を集めているニューメディアについてそれぞれの会社でのお考えをお伺いしたものでございます。アンケートの結果はお手元の資料のように取りまとめてございますが、これらについてさらに具体的なご意見をちょうだいしたいと思います。

やり方としまして、時間の制限もございますので、結果を取りまとめたいただいたものをお手元にお配りしておりますので、一応質問の順序に従ってお集まりの皆様から5分ぐらいずつご意見をいただきまして、その後で若干の時間、意見交換というふうにさせていただいたらいかかと考えます。

第二次開放の評価についてのアンケート結果

それではまず回線開放でございますけれども、大きく分けて質問が4項目になっております。第1のQ1については、この第二次開放に至るまで不便があったかということで、技術条件について「なし」が7、「あり」が3、制度条件について「なし」が1、「あり」が10、料金条件について「なし」が2、「あり」が8、手続条件について「なし」が1、「あり」が10というふうなお答えをいただいております。

Q2、開放の評価としては、共同使用、他人使用についてはまずまずではないかというのが大部分のご意見で、相互接続及び中小企業暫定省令については過半数の方が不十分であるというご意見でございます。

それから、Q3の今後の問題は、これは選択肢で、最も重要と思われるものに二重丸を一つ、その次一重丸を2項目という形でお聞きしたものでございます。①の6件というのは一重丸のようでございます。ここで今後の問題

としての大部分の意見は、通信法全体の見直しが必要で、VANの問題についてもその中で考えていくべきだということでございます。

以上が「VAN」でございまして、「通信法制について」見ますと、大きく分けて、現行法の中で逐次前進、推進していくという①のご意見と、③のもうこれで限度だから法体系全体を見直していくべきだというご意見とがほぼ拮抗したような形になっております。

その次は「第二次回線開放により、何をしたいか、する予定か、」ということで、これはいろいろ企業機密もありますから「お差し支えない範囲で」ということで伺いましたところ、共同使用の業務関係範囲拡大に沿ったシステム実現とか、あるいは他人使用の態様拡大に沿った業務の展開とか、あるいは相互接続の自由化で積極的にやっていこうとか、あるいは中小企業暫定省令によるものでやっていきたいということで、一番多いのが相互接続でございます。この度の開放により相互接続がこのように積極的な形で一番多く取り上げられているのは、非常に重要な意味を持っておるのじゃないかと思います。

以上が全体の一応のまとめでございます。では短い時間でまことに失礼でございますけれども、4つの質問について逐次重点的にご説明をいただきたいと思います。

B委員の評価

B Q1の技術条件は、当社は余りないということで「なし」と回答させていただきました。制度条件につきましては、共同使用を当社の場合は個別認可ですでに一件だけやらせていただいておりますけれど、それ以降更に拡大しようとしたときに従来は非常にむずかしかった。

それから、相互接続につきましても、いろいろな広がりの方の中で、ネットワークを構成する、またはそれらを拡大していくときに、従来の公一特の個別認可とか公一特一公が接続できなかったということで、ある程度限定さ

れたネットワークの構成しかできなかった。

それから、料金条件は、これは当社だけではないと思いますけれども、現在の回線の使用料金は遠近格差が非常に激しくて、当社みたいな全国規模でのネットワークを構成する上では非常にネックになっていた。それから、料金請求なんかの窓口も個々の電話局単位にされておりまして一本化してくれなかった、この辺について不都合さを感じておりました。

それから、手続条件につきましても、一度認められました共同使用にしても、同じ条件でたとえば端末を増設または品目変更する場合に、ひどいときには1年ぐらい認可までの期間がかかっていました。それから、回線をレベルアップするときには、一旦廃止の手続をし、それから新設というステップを踏まなければならなかったので非常に面倒臭い思いをしました。

手続上につきましても、部数の問題だとか、公衆回線については現地の電話局単位の受け付けしかできなかったというふうに、回線開放以前では不都合さを感じておりまして、それらの結果、今回の第二次開放を見た中では、共同使用と他人使用についてはかなりよくなったのではなかろうか。

それから、相互接続につきましては、できたら自社ネットワークの範囲の中では公一特一公の相互接続を認めてもらいたかった。

それから、中小企業暫定省令のVANにつきましても、まだかなりの制限事項があるというふうな気がいたします。

その次のQ3のVANについては当社としても今後どういうふうな形で対応していこうかということにつきましてまだ基本的には決まっておりませんが、できる範囲の中で積極的に取り組んでいきたいという気持ちです。

それから、通信法制につきましても、本来で言えば大局的な観点の中で全面的に見直す必要性があると思いますけれども、通信環境につきましては日進月歩で、いろいろな形の中で進行状況が速いではなかろうかというふうな気がしますので、少なくとも現行法でももう少し相互接続とかVANで前進する可能性がありそうだと思いますので、できたら早目にそういうものを推進

していただきたいと思います。

それから、今回の回線開放によりまして、当社でも今後積極的に回線利用というものを考えていきたいと思っております。具体的には共同使用につきましては、物流業者の立場上荷主さんの指示によって物を動かすということから、今後は荷主さんとの共同使用ネットワークの拡大を図っていききたいと思います。

それから、相互接続につきましては、当社の場合はかなりたくさんの端末がついておりまして、そういう中には低トラヒックの端末がありますので、こういうものを公衆回線を利用することによって拡大または質の向上を図っていききたい。

VANにつきましては、今後それらにどういう形で対応していこうかということについてはいま検討中でございますけれども、せっかくこういうふうな新しい省令ができましたので、会社としてもそういうものの内容を十分に検討していきたいというふうに思っています。

D委員の評価

D いままで不便を感じていたことですが、まず他人使用条項では今までネットワーク内データの流れが非常に制約されており、大変苦勞しました。

それから、相互手続については、いままで公一特についてすべて郵政大臣認可ということで、1回線増設する場合でも時間がかかったこと、公一特一公が全く不可能であったということです。それからPBXとの接続です。

料金関係では全般的に高いということ。特に最近情報機器が非常に安くなっているのに比べてアンバランスであること。遠近格差が大きいということです。設備サービスの赤字まで負担させられていることは納得できません。

手続条件ですけれども、郵政大臣認可の場合、電々公社、郵政省経由で複雑であること。Q2の今回の開放をどういうふうに評価するかということでは、他人使用関係については「まずまず」か「不十分」か、迷ったの

ですけれども、最終的には「不十分」とつけました。というのは、いろいろな面で使いやすくなったのですが、データ処理と通信処理の区分けのところがあいまいであること。そしてデータ処理の範囲が狭いことです。まだまだ自由に使えるとは言えないのではないだろうかと思います。

それから、相互接続関係も「不十分」としました。公一特はほとんど自由になったのですけれども、公一特一公もデータ処理のためなら基準認可としてほしいものです。

中小企業暫定省令ですが、実用的にはあまり価値がないのではないだろうかと思います。大企業と大企業の通信があってはだめだそうですがこれでは実際の業務で適用できるというのはごくごく限られた範囲ではないでしょうか。

「今後の問題」の「VANについて」ですが、遅滞なく規制なき一般VANの自由化を望むとしました。

それから、通信法制ですけれども、④として新しい時代に即応する制度が必要としました。

Q4については、今後やりたいこととして、いままで中継コンピュータでのメッセージ交換というのができなかったのですが、これができるということで、ノード・コンピュータを活用してネットワークを充実させていきたいこと。それから、ユーザ・コンピュータとの接続、PBXとの接続です。

相互接続は比較的自由になりましたのでこれからはネットワークの拡大が容易になりました。

中小企業暫定省令は、これはやりたくても実用に適用できるものはほとんどないのが現実です。

E委員の評価

E まず、技術条件について私は「あり」と書いています。「あり」の3のうちの1つは私だと思います。実は接続規制がなければ各種の複合機能を持っ

た装置が開発できたはずだというふうに私は思っています。それを電電公社だけがやってきた。たとえばインターフェース装置などは民間はいままで絶対できなかったわけですね。この種の装置は本当に民間は立ち遅れてしまいました。ですから、規制がなければできたはずだという意味で技術条件については「あり」と書きました。

それから、制度条件の方ですが、私のところは他人使用の回線がほとんどです。いままでの制度では自由に回線を使えないために非常に効率的なシステムができなかった。これは返す返すも残念です。要らぬ金を使ったというのが実感です。

また、相互接続でも同じように、いいシステムができませんでした。

それから、国際回線については、あるシステムの開通までに3年ぐらいかかりました。大変な手間をかけて説明し、結局最後はシステム変更をして認可になった経緯があります。

料金条件についても「あり」と書きました。遠距離回線料が非常に高い。国際回線料も、各国と比べてみるとKDD側の料金は割り高になっております。1～2割高いのじゃないかと思っています。

手続条件は「なし」と書いた一人です。これは皆さんご存じかと思いますが、この2～3年来、手続条件という言葉に当てはまるかどうかは問題があるかもしれませんが、申請書の部数は減りました。それから、開通期間はいま平均1カ月ぐらいになっておりますので、この辺は公社の前進を認めてあげてもいいのじゃないかということで、手続条件は「なし」と書いております。

次に、Q2ですが、共同使用の回線は私の会社は使っていませんが、今回の改正で共同使用はもう十分じゃないかと考えています。あとの、他人使用も相互接続も中小企業VANも全部「不十分」のところにつけてあります。

コメントを特に書いていますが、これだけ多くのニューメディアができて、いる時代に、情報処理と通信の区別をしたりメッセージ交換という言葉で規

制をしようというのは全く無理であり、ナンセンスだと思います。日本の場合には回線は国家資産なんですが、国家資産を自由に使えるということが国家資産の有効活用ではないかという認識があります。そのような認識のもとでは接続規制はない方がいい、あるべきでないというふうに理解します。

それから、今後の問題ですが、私のところは、情報提供者なものですから③に二重丸をつけ、あと④と②に一重丸を分散させてつけています。どちらかという③と④ぐらいじゃないかと思います。

通信法制については③につけました。やはりもう限界で、通信法全部を見直すべきだと思います。

Q 4 は他人使用についてだけ書いておきました。先ほど言いましたように、不十分ですが今回若干自由になりましたので、もう少しシステムを見直して効率的なシステムに直していきたい。特にコンピュータとコンピュータの接続で何か新しいサービスができないかなということをいま検討しております。

VANについてはつぎのような意見です。つまり、中小企業に限られたシステムなんというのは余りないのではないか。特殊なものしか成り立たないはずです。より広域、より一般的なVANができないのでVANは当面見送ったというコメントをしました。

F 委員の評価

F 私のところはデータ・センターあり、自社内のネットワークあり、お客さんからいろいろ相談を受ける、ということでいろいろな面から考えられます。細かい点はあるにしても、技術条件というのはまあ「なし」ということです。

制度条件ですが、これは共同使用で、特にデータ・センターがそうですが、業種とその使用目的、業務関係というような制限があって広げられなかったという点がありました。

他人使用では、コンピュータとコンピュータの接続ができなかった、特に分散処理の場合です。分散処理装置だと小型のコンピュータの下にまた端末

が接続されますので、これが自由にできなかったという点です。

VAN, 特に中小企業VANと云われるものについてはいまのところ余り関係はありません。

国際回線については、私どもも持っておりますが、その使用目的をめぐってずいぶん議論したことがあるわけです。いずれにしても、KDD回線でも共同、他人の制限があったわけです。

料金条件は、国際回線も含めて遠近隔差が大きく、長距離の場合に非常に高くなるという問題があります。

手続条件は、同じような書類を何回も提出をしなければならないとか、煩雑だということがあります。願わくば、利用者から回線使用の要求のあったときに、電々公社の営業担当者が申込用紙を持って会社を訪問し、申込を書き込んで注文を受けたまわると云う風にあってもらいたいと思います。特にメーカーは、お客さんからいろいろ相談されるときに一々それを書き込んで相談に応じなければならないわけですから、メーカーがそれを代行しているということになっております。

Q2の共同使用、他人使用、相互接続については「まずまず」ということです。いわゆる中小企業VANについては「不十分」ということです。

Q3ですが、うちの担当者あたりの感覚では、そのうち大企業も含まれるというようなかなり楽観的な感じを持っているわけです。しかし、実際どうなるかは全然わかりません。今月中に何らかの指針が出るようですけれども、その辺かなり厳しいということは余りよくわかっていないようです。したがって、いまできる範囲で、手っ取り早く現実的に何らかをつかむという方法も1つあるでしょうし、もう1つは④の通信法全体の見直しが必要だろうということでもあるでしょう。

通信法制については、第二次開放はほぼ限度だろうということにして、全体的な見直しが必要ではないかと思います。

Q4ですが、共同使用については余り問題はなかったわけです。

他人使用については、先ほど言ったようにコンピュータとコンピュータ、特に分散処理と小型コンピュータを使ってその下に端末機を接続する方法ができるということで、これに力を入れようと思っております。

それからもう1つは相互接続ですが、DDXと特定回線の相互接続、その辺がかなり使い道があるという気がしております。

いわゆる中小企業VANについては、いまのところあまり関係がありません。ただ、担当者が誤解しているように、大企業が入ってもよいというようなことになるかは知りませんが、そうなったらまた考えようということです。

G委員の評価

G 私どもの会社は油を売ってごはんを食べているのですが、通信の方から見ますと皆さんの会社に比べまして極端に貧弱なわけなのです。したがって、私の知識の方も少し貧弱なのですけれども、まずQ1の技術条件で不便を感じていたことがいままであったか、技術条件で何か改正されたところがあるのかな、そういう知識もありませんので、しこうして従来からも不便を感じていたことはなかろうかというふうにしました。

制度条件では、上から4つ目の相互接続に関して、私どもは地方のコンピュータで受注業務をやっておるし、これからまたさらに拡大しようと思っております。北海道、東京、名古屋、大阪、九州と機械を置くつもりだったのがある程度相互接続が緩和されたということで、北海道とか九州といったところにはコンピュータを置かないで、公衆回線であるところへ落として、それから特定回線で持ってこれるというのが簡単にできるようになったという実感から、従来は不便を感じていた筈です。

その下に「国際回線接続をめぐり」とあるのですが、私どもの本社はアメリカの方にあり、国際回線を使っていろいろデータを要求してくるのですが、いままで制度上で要求に答えられなかったこともあるし、技術的にわれわれのレベルがそこまで行っていなかったところもあるのですが、ちょっとは不

便を感じていたと思います。

料金条件に関しては、皆さんからいろいろ出ました遠近格差に関して不便を感じていました。遠くと結んで受注業務のネットワークをなかなか経済的に組めなかったということです。

手続条件に関しては一応「あり」の方に丸をしたのですが、私どもは手続はほとんどお金を払ってメーカーさんをお願いしてしまっておりますもので余り不便というのは感じなかったのです。ただ、幾ら依頼しているといってもいろいろ書類を要求されますので、それを一生懸命書くのが今度は多少少なくなるであろうと期待しております。

Q 2 に関しては、私どもは共同使用、他人使用、相互接続はいままでやっておりますし、相互接続に関してはこれからやろうと思っておるのですが、しこうしてみんな「まずまず」というところに丸をしました。

Q 3 のVANについては、私どもの会社としては業務の上からその必要性は余り見受けられないのですが、個人的にたしか②に二重丸して、①に一重丸したと思うのですが、これだけ望まれているのだから早急にともかく試作品でやってみたらどうだろうか、そういうような意味で②と①に丸をつけました。

通信法制については③に丸したと思うのですが、私は最初にこの委員会に出席させていただいたときになぜいろいろ規制があるのだらうと思っていたのですが、徐々に朱に交わりましてどうしてもある程度は必要のような感じにはなってきたのです。それにしましても、このまま進むのだったらこれまでが限度であるような意味から③に丸をしています。

Q 4 の何をしたいか、これは1番の共同使用と3番の相互接続のところにたしか丸したと思うのですが、先ほども申しましたように、私どもは油を売るだけが商売で、つくってはおりません。つくるところとデータのやりとり、特につくる方の製油所の方から製造出荷計画のためにいろいろデータを要求されるのですが、いままではボイスの電話で要求に答えているような状態で、

向こうの製造計画とかなんとかというのに非常に支障を来たすといったようなことから、製油所さんとの共同使用というのをこれから大いに進めたいというふうに思っております。

それから、3番に関しては、受注業務の上で相互接続をもっと大いに利用したい。

そんなところです。

C Gさん、相互接続で何かずいぶん遠隔地からの特定回線と公衆回線と結ばれた、評価していると……………。

G いや、それはこれまでの認可じゃなくて、届出許可というような感じで使えることを評価するということです。

C いえ、すみません、それはこの改正以前の状態でできるようになったということですか。

G 10月23日以降にできるというふうに聞いています。

C Q1のところで評価されているというふうにおっしゃったのは……………。

G 不便を感じていたわけですね。

C いままでがQ1であって、その次のQ2のところで、今度それができるようになったからということで評価する、こういうことですね。

G はい。

C ありがとうございます。

それからもう1つ、相互接続とおっしゃった意味なんですけれども、これは別々の会社が回線を結んで何かやるということですか。

G 私どもの会社の中です。

C 異種の回線を接続するということが相互接続ですが、さっき何かちょっとそのところで売る側とつくる側との相互接続というふうに……………。

G それは共同使用です。

C 共同でございますね。ちょっとそこら辺のところで何か私はっきりしませんでしたので、どうも失礼しました。

H委員の評価

H まず、Q 1のいろいろな条件なのですが、これは一応全部問題「あり」につけました。

それで、技術条件の「あり」というのは、これは私の知識では技術条件か制度条件かはっきりしないのですが、われわれ運輸業というかヤマト運輸という親会社のオンライン業務を運用しておりまして、その物流業者にとってファクシミリの利用というのが非常に関心のあるところなんです、それとデータ網との接続というか相乗りというか、そういったところの問題が解決できなかったものですから技術条件で「あり」というふうにさせていただきました。

制度条件は、業種的には計算センターということで他人使用になっているのですが、その親会社のオンラインの関係で、まず親会社に対する他人使用ということでいまのネットワークをつくろうとしたところが、その先の公衆網の接続で相互接続があったということで、他人使用と相互接続と両方の条件が重なって非常にむずかしかるうということで、中継コンピュータまで全部最終的には本人使用にしてしまった、それで相互接続の個別認可をとったという経緯がありますものですから、他人使用の条項で不便を感じたというところにつけました。

それとメッセージ交換ですね、いまは臨時暫定措置で認めていただいておりますけれども、連絡会社というか他の運輸会社との間のメッセージ交換という業務に関して不便を感じておりました。

料金条件は何回も出てきております遠近格差の問題で「あり」につけております。

手続条件も、もうすでに出ましたけれども、申請から開通までの期間が長かった。それから、申請書類の部数が余りにも多い。特に相互接続なんてやっているといろいろな説明書、それから一部多かったり、一遍に何回線も申請するとそれこそダンボールで持っていかなければならないくらいになりま

して、非常に不便を感じておりました。

Q 2 のこの評価ですけれども、共同使用、他人使用については一応「まずまず」と思っておりますが、相互接続は「全く不十分」というところにつけたのです。これは「不十分」でもよかったのですけれども、何が気になったかという、われわれはいま中小企業 VAN の届出をしております、VAN なんかやろうというご時勢に公一特一公が個別認可で残ってしまったということについて、私どもはやむなく申請を出したわけなのですけれども、その辺の手続が非常に煩わしい、時代に即しないということで「全く不十分」というところにつけました。

中小企業暫定省令については「不十分」にしました。これは暫定省令そのものに問題があるという見解ですけれども、これが現存しているという事実を見ますと、まず中小企業という枠をつけられた中で VAN とかうたわれても、貞広部長おっしゃったように、なかなか適用例が少ないという意味でございます。

Q 3 の VAN は、計算センターである以上③の一般 VAN の自由化というものが一番の問題だろうということで③につけたのですが、遅れてもというニュアンスは余りなくて、早急に一般 VAN の自由化を望むという見解に立っております。それで①と④に一重丸ということにしました。

通信法制については①に丸をつけたのですが、③という考え方もあるので。たとえば臨時暫定措置の法令についても現行法でいっばいだということではないと思います。解釈を広げるとかいうことでまだ、このまま行っていくかという問題じゃないのですけれども、解釈の問題でまだ開放が前進できるのじゃないかということで①にしました。

Q 4 ですけれども、共同使用、他人使用が少し開放されたということで、これによって計算センターとしては商売がやりやすくなったことは確かなんですけれども、開放を待ちかねたように何か政策を出したということはありませんでしたのでここはコメントしませんで、中小企業 VAN のところだけ

コメントしてあるのですが、これも本心はいまやっているからこれを推進するための政策を出したということでありまして、中小企業VANの範囲内でどんどん商売を拡張しようといってもこういう制限を設けられてはなかなかむずかしいということで、ただ大企業が絶対入ってはいけないかというと、いま私どもが出している臨時暫定措置の届出というのは親会社のヤマト運輸を入れた中小企業VANのシステムですから大企業は入っても構わないのですけれども、おおむね中小企業のためであるということが見えればいいということで、絶対だめだということではないわけです。ただ、われわれも非常に不満なのは、全国の路線網を、全部関連する会社をつないでしまおうという構想だったのですけれども、ヤマト運輸というか親会社以外に中小企業基本法に外れているがために大企業扱いされた会社は何社かありまして、それについてはVANのグループから外さざるを得なかったということで、非常に中途半端な状態でいま運用がなされています。うわさではその解釈が広がるだとか大企業がもう少し入ってもいいという話は聞くのですけれども、この間そんなうわさを聞きましたものですから早速様子聞きにいったのですが、まだガードはかたくて入れていただけませんでした。いまの状況ですと、この中小企業VANは全部関連会社が同業者というか中小の運輸業との間をつないだシステムで届けておりますので、これはこのまま中小の運輸業者をもっとネットワーク内にふやしていったって通信サービスをして上げるという方向づけで、いまこれもやむを得ずそういう営業政策をとっておりますけれども、これは本当に早急に中小企業という枠だけは外れてくれないとVAN業者としては成り立たないだろうというふうに思っております。

以上です。

C それではこれからゲストの方をお願いいたします。

J ゲスト委員の評価

J 私どもの会社もオンライン化という面からいきますと少々立ち遅れた面が

ございまして、最近いろいろな形で社内のオンライン・ネットワークをつくっておるという状況でございます。Q 1 の技術条件については「なし」の方が多かったのですけれども、制度条件について「なし」というのはまさか1社とは思わなかったし、皆さん方もまさか「なし」とつける人はいないのじゃないかと思われたと思うのですが、たまたまいままでに必要性を感じなかったという意味で一応「なし」につけさせていただきました。いろいろ皆さん方のお話にあるようなことは感じておったのですけれども、われわれが当面の問題としてなかったという意味で「なし」につけさせていただきました。

料金条件については、ちょっと質問の設定を誤解した点がございまして、開放に対する評価という点からいきますと、今回全然手がつけられていないのでなしということで、そういう意味で「なし」をつけました。ですから、秋には改定があるということを聞いておりますので、これは絶対何としてでも安くしていただかなくちゃいけないという意味では皆さんと同じような気持ちを持っております。

手続条件については、先ほど来お話がありましたように、事務手続の面は私どもの場合にはみずからやっておりますので、簡素化ができたという点では評価しております。

Q 2 については、大抵の皆さん方と同じで、共同、他人については「まずまず」ということで、相互、中小企業については、我社が特にすぐ実施する計画はないのですけれども、これからのことを考えますとまだまだ制約というものがあって、自由にやっていく上には不十分ではなかろうかということで、その2つについては「不十分」につけさせていただきました。

Q 3 の「今後の問題」の「VAN について」なんですけれども、とにかく通信法全体を見直ししてこの辺で何か歯どめをかけていかないとずるずるいってしまうのじゃないかという意味で、④というのを最重点課題にしていく必要があるということで④に二重丸。それから、すぐに言ってもなかなか直らないんわつということで、しばらく様子を見るということで①に一重

丸をつけさせていただきました。

通信法制については、これもやっとうこういう形で少し開放が進んできたということ、それからまだわずかながらでもいろいろ制約が残っているということ、そういう点から現実的な解決としてはまず①ということで、とにかくいまの範囲内でできることは早くやってもらおう。あわせてできれば通信法体系の見直しというものも並行的に進めていっていただきたいということを感じております。

Q 4 に関しては、私どものこれからの課題としまして、共同使用に関しては企業間のデータ交換ということで、取引先との間のデータのやりとり、そんなところをぜひやっていきたいと考えています。

他人使用については特にコメントいたしませんでした。

相互接続に関しては、少しでも料金を安くしていくために積極的に使っていきたいと考えております。

中小企業暫定省令については、特にすぐやる予定はございませんのでコメントいたしませんでしたが、実態はいま皆さん方からいろいろな意見がありましたように、あれではなかなかちゃんとしたものができるのじゃないかなというような感じを個人的には持ちました。

以上でございます。

K ゲスト委員の評価

K Q 1 の技術条件については、これは詳しいことはよくわからなかったので「なし」ということで回答させていただきました。

また、制度条件については、かつてこの委員で一緒にお仕事させていただいて、私としては目的を果たしたような感じです。共同使用がほとんどで、関係会社のグループ・ネットを持っている関係で、非常にこの点でのメリットはたくさん受けております。例えば業種制限がなくなり、業種の異なる関係会社のネットが非常に容易にでき、業務が拡大できるようになったという

こととございます。

相互接続に関しては、やはり低トラヒックの分野でのニーズがかなり高かっただけに、この分野でのデータプロセスの制限というのは非常に不合理な感じを受けていたのです。実施はこれからということなのではございますけれども、本来に制限が外れてほっとしておるところでございます。

料金条件は、これは先ほど米皆様からも出ていましたけれども、遠近格差の問題もございますし、かなり回線料を払っている関係で、通常であれば多額の料金を払っておれば割引制度とかというようなものもあるのですが、そういう料金の不合理な点は感じております。

手続条件は、共同使用が多いだけに手続の簡素化というのは非常にありがたく思っております。それと最近、移転手続が非常に簡素化されて、以前は市内局についてだけ認めていたものが、市外局の場合も移転手続きで済んだケースがありました。その点では料金的にも設備料を片一方破棄して片一方は新設で払わなければいけないということで不合理を感じていたのですが、その点は案外簡単に移転手続として認めてくれるようになっております。その点での手続メリット、料金メリットは受けております。

Q2については、共同使用は私どもとしては「まずまず」というところですよ。

他人使用については、そうたくさん使っておりませんので「まずまず」に一応丸をつけさせていただいたのですが、私個人としては、「不十分」と「まずまず」の中間的な感覚でおります。

相互接続に関してはこれからいろいろ使っていくところなのでわからないのですが、表面的に解釈して「まずまず」というところに丸をつけさせていただいておりますが、公一特一公という形にとられかねないような使い方も一部出てこざるを得ないような感じも受けますし、これから実際にやっていってこれが「不十分」という感じが強くなるのか、また「全く不十分」という感じになるか、ピンと来ていない状態です。

中小企業暫定省令については、私たちが実務上会社として関係していませんので私の個人的見解ですが、これはまだ不十分または全く不十分だと思います。

Q 3 の「今後の問題」のVAN はたしか②に二重丸，④に一重丸をつけさせていただいたと思います。VAN の自由化というのは，現代のいわゆる競争原理の社会において非常に不合理なことをいつまでも続けていくと，現在の国際社会の中で日本の経済や産業界が立ち遅れるような感じを非常に強く受けるわけなので，そういう意味からも②に二重丸をつけさせていただいており，又そう思いながら一部現実的な様子もわかりますので非常に回答がむずかしいところなのですが，ともかく一般VAN の自由化をできるだけ早く，私たちも選択権を持ちたい，使う側からそう感じているということでもあります。

通信法制については③に丸をつけさせていただいたわけですが，これもわれわれ実務家から言うと①ということになってしまうのですが，実際にこういう技術革新の進んでいる社会でそういう法制が後追いの形でいくというのは何としても改めていかなければいけないことだろうと思いますし，やはり何まで法制定というのは後追い後追いになっているものなので，それはこの通信業界だけではございませんけれども，そういうことでの個人的な見解も含めて③に丸をつけさせていただきました。

Q 4 については，共同使用の業務は，先ほど述べましたように，私たちは製造業から倉庫業，それから卸売，小売に関して全部関係会社を持っておりますので物流システムが非常につくりやすくなった，今後も，どんどん拡大していきたい，特に小売業界で最近フランチャイズ制が強化されつつあって，こういうところの機械化が立ち遅れている分野もありますので，卸売業の下での小売業のネットを引いて，総合的な機械化がやりやすくなってきているという感じを受けております。

他人使用に関しては特に予定はいまのところございません。

相互接続に関しては、これは先ほど述べましたが、低トラヒックの分野でいわゆる公一特あるいはDDXとの相互接続等自由自在に使えるということは私どもとして非常にありがたいことで、経済性を求めてそういうネットも引けるようになったことを高く評価しています。特に今年あたりはクレジット会社のネットを引いて、データホンなどを使ったネットを引く予定であります。

中小企業暫定省令については、特に私どもはVAN業者としての立場ではございませんのであくまで個人的な客観的な見解ですが、やはりこのままではいけないのだと思いますが、コメントは避けさせていただきます。

以上です。

L ゲスト委員の評価

L 私どもの会社は大きなネットワークを持っているわけではありません、せいぜい十数本専用回線を引いてあるだけで小規模のネットワークです。協力会社、子会社等ありまして、共同使用の方が単独使用よりも多い。Q1の中に出てきますけれども、いままでに他人使用は使っておりません。専門的にネットワークを勉強している人間はおりませんし、単にユーザーとして使っているだけという状態なので、技術条件については「なし」ということにしております。

制度条件としては、共同使用で個別認可になりそうなものがあったということで、昨年の10月23日をにらんで、それまで待とうかというようなものもいままでにあったようです。

料金については、ちょうど料金区分の分かれ目で、500メートルほど遠いために月額17万が30万にはね上がる、何とかならぬだろうかということが有りました。

手続条件では、共同使用の場合は資料が膨大で、何部も複写を出すので大変だというようなことを言っていました。

それからもう1つ、Kさんのお話では、移設の場合は局が変わってもよくなったということでありましたけれども、今度1月に移設申請をしたのは、東京の方ですけれども、局が変わったので廃止新設の申請の手続をしなければならぬと言ってばやいております。

K 私の方は兵庫、岡山ですけれどもね。

L 埼玉で局が変わったからだめだとか言われた様です。

Q 2は、共同使用はこれからまだどんどん広がっていきますけれども、まずまずだろうというふうに感じております。

飛ばしまして、最後の中小企業暫定省令は「まずまず」としましたけれども、これはうちとはあまり関係ないし、というくらいです。

そういう意味で、もろもろのものは他人使用の中で解決すべきものではないかなという気持ちで、他人使用と相互接続というのは「不十分」というふうに答えさせていただきました。

Q 3、これもどういうふうに考えていいかわかりませんでしたけれども、③に二重丸、④に一重丸というふうに答えさせていただきました。気持ちとしては、先ほどから何度も出ていますけれども、遅れてもということではなくて、できるだけ早くという気持ちなんですけれども……。

通信法制につきましては、全くの素人で、通信法制で、どういう規制がされているかわからないもので、③なんだろうと思いつながらも、そういうことを言っておいたらいつまでたっても進まないからとりあえず④という気持ちで④に丸をつけさせてもらいました。

Q 4は、特に今度の開放をにらんでやっているわけではありませんけれども、われわれはテレックスを使って協力工場からデータを集めております、協力工場にもコンピュータが入ってきている、それを紙テープに落としてまたこっちへ送る。できたらコンピュータとつなぎたいということをいま進めております。それで、その拡大をするに当たり今度の自由化は非常にわれわれとしては助かっています。

他人使用というのは私どもの場合は関係ありませんし、相互接続については個別に出てきたら考えたいという程度で、余り詳しく考えておりません。

それから、中小企業暫定省令等については、ちょっと誤解したかも知れませんが、余りわれわれとしては考えておりませんでしたのでコメントしておりません。

以上です。

Mゲスト委員の評価

M 現在当社はネットワークとしては社内の各事業場を結ぶ本人使用でございますが、そういう使い方、あとは関連会社を含めた共同使用のネットワークということで、一応いまのところは特定通信回線しか使ってない、そういうネットワークを組んでおります。

それで、アンケートの質問に対する回答でございますが、まずQ1の技術条件については、これは内容的にはっきりしなかったもので、「なし」としようとしたのですけれども、電電公社さんの方をお願いしたいことがありまして、そういう意味では質問の趣旨からは外れていると思うのですけれども、一応ここにコメントをつけております。内容としては、回線の障害が発生したときにどちらに原因があるかというその切り分けが非常に時間を要する。

それからもう1つは、一応電電公社さんの方で何かの原因でトラブルがあったというときに、直っても、どういう理由でどういうところにおかしなところがあって直ったという連絡というのは全然ないわけです。ユーザーとしては、なぜ直ったのかという原因の追及なんかできないということで、やはり1つのサービスをやっていただくわけですから、なるべくユーザーの方にもいろいろ情報を流してやってほしい、そういうことを現場サイドとしては希望しておりますので、そのことをここに書かせていただきました。

次の制度条件は一応「あり」ということです。共同使用について、銀行に給与の自動振り込みということで回線を結ぼうと考えたのですけれども、こ

れは一応共同使用の制限条項に当たるのではないかとということで申請しないままあきらめてしまったということがございまして、このあたりは申請すればひょっとしたら認められたかもしれませんがけれども、そういうことがあったということで、そういったところが不便であったということを感じております。

他人使用、VAN、相互接続、国際回線等については特にございません。

料金条件は、これは皆さん方おっしゃってありましたように遠近格差があるということで、これはどれぐらいの料金が妥当なのかというのはちょっと私どもわかりませんが、諸外国に比べれば遠近格差があると聞いておりますので、そういったところを是正していただきたいというふうに感じております。

手続条件については、皆さん方と同じように、やはり申請から開通までの時間が長い。当社の場合、いわゆるデータ通信の幹線網はD-1Sを使っているわけですが、D-1Sになりますと半年以上かかるわけですね。これはもちろん公社サイドとしてもD-1Sをある程度需要予測をしながら設備していくということでむずかしい点はあるかと思うのですが、そのあたりをもう少し早めていただきたい。

2点目は、申請の手続が非常に煩雑である。最近大分改善されているみたいですが、たとえば当社の場合は神戸本社の方にコンピュータがございまして、それから東京本社の中にデータ・ハイウェイを引き、その東京本社のデータ・ハイウェイと神戸のコンピュータを特定通信回線で結んでいるわけですが、データ・ハイウェイに接続される端末の設置状況などを事細かく公社に出さないといけない。基本的には公社の回線とのインターフェースといいますか、そこはモデムで切れているはずですね。東京本社の中でどういう端末を使っているとか、どの場所に設置しているとか、そんなことまで本来技術的な審査の場合には要らないんじゃないかと思うのですが、たとえばそれでメッセージ通信をやるかやらないか、そのあたりの確認までしようとしてい

るのかもわかりませんが、とにかく非常に事細かな資料をつけないといけない。端末の設置場所が変わったらまた連絡が要るとか要らないとかいろいろありますので、そういったところは行政改革の精神に則って簡素化していただきたいと考えています。

それから「その他」のところでもちょっと書いてありますが、これは回線の新設、変更あるいは解約する場合は一応立ち会いが基本的にあるわけですが、こちらとしては何日に立ち会いをお願いしますということで書類を出すわけですが、なかなかその立ち会いがあるのかないのか連絡が来ない。それから、立ち会いがあるというふうに連絡が来て待っていても来ない。それで公社の方に問い合わせると、もうよろしいですか、そんなことを言うということで、われわれとしては立ち会いのために、コンピュータ・メーカやモデム・メーカの技術員も集めて待っているのに、スッポカされたときはそういうことが無駄になるわけですね。ですから、そのあたりは何か改善していただきたいというふうに感じております。

Q 2 の共同使用、他人使用は「まずまず」というふうにしております。メッセージスイッチングのところではいろいろ問題があるみたいですが、これはいわゆる個別認可で認められなくはないような話も聞いておりまして、もちろんグレー・ゾーンというのがありますから、そのあたりでシステムの設計なんかで余りはっきりしないところというのはなかなかそこまで踏み込めないというようなところはあると思うのですが、運用で逃げられる面もあるというふうなことも聞いておりますので「まずまず」ではないか。

相互接続については、これは公-特-公ができないとかいうのがありますので「不十分」にしました。ただ、当社としては公-特-公をやるとかやらないというのはまだ余り検討できていないのですが、そのあたりがちょっと不十分じゃないかというふうに感じております。

中小企業暫定省令は、当社としてはいまのところは余り関係ないということで「まずまず」というふうにしました。

その下に意見を書く欄がございますので、そこに書いた意見とこれは関係するわけですが、結局これからはネットワークということで、いろんな企業とネットワークで結んで端末を共同で使うとかいったことがどんどん広がってくるときに、そういうことをスムーズにやるためにはある程度標準化といたったものも必要じゃないか。たとえば通信プロトコルとかコードの問題とかいろいろなところがコンピュータ・メーカの間で違っていることがあるわけですが、そういったのを全部VANで吸収するのがいいのか、ある程度標準化をやった方が合理的なところがあるのじゃないかというような気がしてまして、いまのところ電電公社さんが独占体制でやっているところのいい点の1つとしては、ある程度標準化がいや応なしに図られるということは評価してもいいのじゃないかというふうな気もしておりますし、そういったところでこれからのネットワークの時代というものを考えたときに、サービスの主体は、こういったところはどこがやるとかいったところの問題であるとか、あるいは標準化とかといったところも含めて、長期的な視野で何かガイドラインをつくって、そのガイドラインにのっとった政策をやっていないと将来に禍根を残すような気もしております、そのあたりでVANといったものの絡みを考えていきたいというふうに感じておりますので、ちょっとそのあたりを意見として書いてございます。

Q3は④が二重丸で①が一重丸ということです。これもいま申し上げましたように、VANの問題と通信法全体の見直しといったものは絡めて考えなければいけないのじゃないかというふうなことで④に二重丸をつけております。①については、一応現在中小企業VANといったものがありますので、問題ないところは運用でどんどん拡張していったらいいのじゃないかということで①に一重丸をつけております。

通信法制については、先ほど申し上げましたように、①に丸をつけておりますけれども、②も必須であるというふうに書いてございまして、最近では衛星通信とかいったものも出てきておりますので、そういった技術革新の要

素とか社会の環境の変化なども含めて、いわゆる通信の法体系全体を早急に考える必要があるのではないかと考えています。

現行法につきましてはある程度個別認可とかいったところでいろいろな例について認められる道も残されておりますので、支障のないところをどんどんいろいろな認可の例を発表してもらって拡張していったらいいのじゃないかということで考えております。

Q4の共同使用のところは、いまのところ銀行、商社とか関連会社あるいはいろいろな顧客のコンピュータとか端末に直接接続するようなアプリケーションをつくっていかうかと考えております。

他人使用についてはいまのところ考えてございません。

相互接続については、DDXの利用とかいろいろなことも含めて考えておりますが、いまのところは具体的にどうしようということはまだはっきりとしておりません。

中小企業のVANについても当社の場合はいまのところ余り考えていないということでございます。

以上でございます。

ま と め

C 一とおき皆さんからご意見をお伺いしたのでございますけれども、それではこれから意見交換といいますかディスカスに入りたいと思います。Q1は開放までに不便を感じていたということで、こう不便があったからわれわれ開放運動を一生懸命やってやっとなる程度の、皆さんの先ほどの評価で言いますとほぼまずまずというふうなあるいは若干足りないというふうなところへまとまってきたものでございます。

それで、これから議論の焦点を、Q4の各社で何をなされたいかということとをそれぞれ踏まえまして、クエッションで言いますと主として2と3のところに焦点を合わせていただいた形でしばらくご討議をいただいたらどうか

と考えます。

ところで、その前に若干ご説明しておいた方がよいことがございます。実はいまこのクエッションの中にもあるわけでございますけれども、「中小企業のための……」という省令はいわゆるVAN法案と言われているのですが、実は中身的に見ますと、これはこれまで使われておったVANという意味とは若干違って、その内容は業務処理を含んだテキストの交換というのが実態じゃなかろうかと思います。それにつきまして、先般この委員会の親委員会である本委員会におきましてこれについてのディスカスが行われました。そこで、まず汎ネットワーク委員会としての態度を示そうじゃないかということになりました。それはただいまご指摘があったような、たとえば大企業の問題をどうするのだとか、参加の企業数だとか、端末の数だとかいうふうなこともございますし、それからもっと根本的には、実は有線法が今度は全く改正されておられません。有線電気通信法というのは電気通信の一番基礎になる法だと言われておるのですが、そこには電電公社及びKDDを除いた者は他人のための通信をやってはいけないということが明記してございます。今度の「中小企業のための云々」というのは省令でございまして、法で絶対的に禁止しているものを省令の中で逃げているという非常におかしな形になっておるものでございます。そんなことを含めまして先般の本委員会で若干議論をしておりますので、その辺の様子をAさんの方からご報告いただきたいと思います。

それから、これも非常に重要なことなのですが、現にINSが、たとえばそれが実験のシステムでございまして、三鷹地区におきまして大体今年の秋にはほぼ300ぐらいの実験対象会社あるいは家庭が決定されます。これが実際に動き始めるのが多分来年の秋ごろとされております。そうしますと、たとえごく小規模にせよINSはすでに走り始めるということでございます。

それから、これはニューメディアのところにも入っておることでございま

すけれども、こういうINSの問題とかキャプテンの問題とかCATVの問題とかいうことで民間が置き去りになっている状態でございますけれども、こういったものを法制面でどう考えていくのか。それはただ単にいまのような形での前進だけでいいのかということがございます。

それからもう1つは、もうちょっと細かく見まして、今度省令を含めまして開放と言いますけれども、有線法に係ることは全部置き去りになっております。会社の数と言いますか企業体の数としては、自分のところの回線をお持ちのところは少ないのでございますけれども、法律で見ますとだれでも通信設備を持てるのですね。ただ、物すごくそこに限定がありまして、自社のためだけに使うということ、あるいは同一の構内、これは他社が入っていてもいいのですけれども、たとえば大きな1つのビルでお互いに使ってもいいのですけれども、そういうふうな1つの構内あるいは自社だけというふうな限定があります。それだったらいいのですが、先ほど言いましたように、共同で使ったり他人に使わせたりするということは有線法はほとんど全面的に禁止しておるのです。一番大きなこの私設の設備をお持ちなのは国鉄でございます。それから電力会社、私鉄。あるいはちょっと毛色が変わっておりまして、これを私設回線と言ったらいいのかどうか分かりませんが、国際的には航空会社が共同でつくっているSITAという組織がございます。これは最初からメッセージの交換を目的にした通信設備でございます。これらとの関係をどう持っていくのかという問題があるわけでございます。

それから、相互接続に関していままでのお話に出てこなかったことでちょっと申し上げますと、電電公社あるいはKDDで行われておりますいわゆるデータ通信設備サービスとの接続に関しては今度触れておりません。個別認可で何とか逃げる手があるのですが、こら辺のところを置き去りになっておるということを申し上げておきたいと思います。

なお、電電公社のデータ通信設備サービスというのはどちらかというと業務処理、アプリケーションが多いのですけれども、実態としては、たとえば

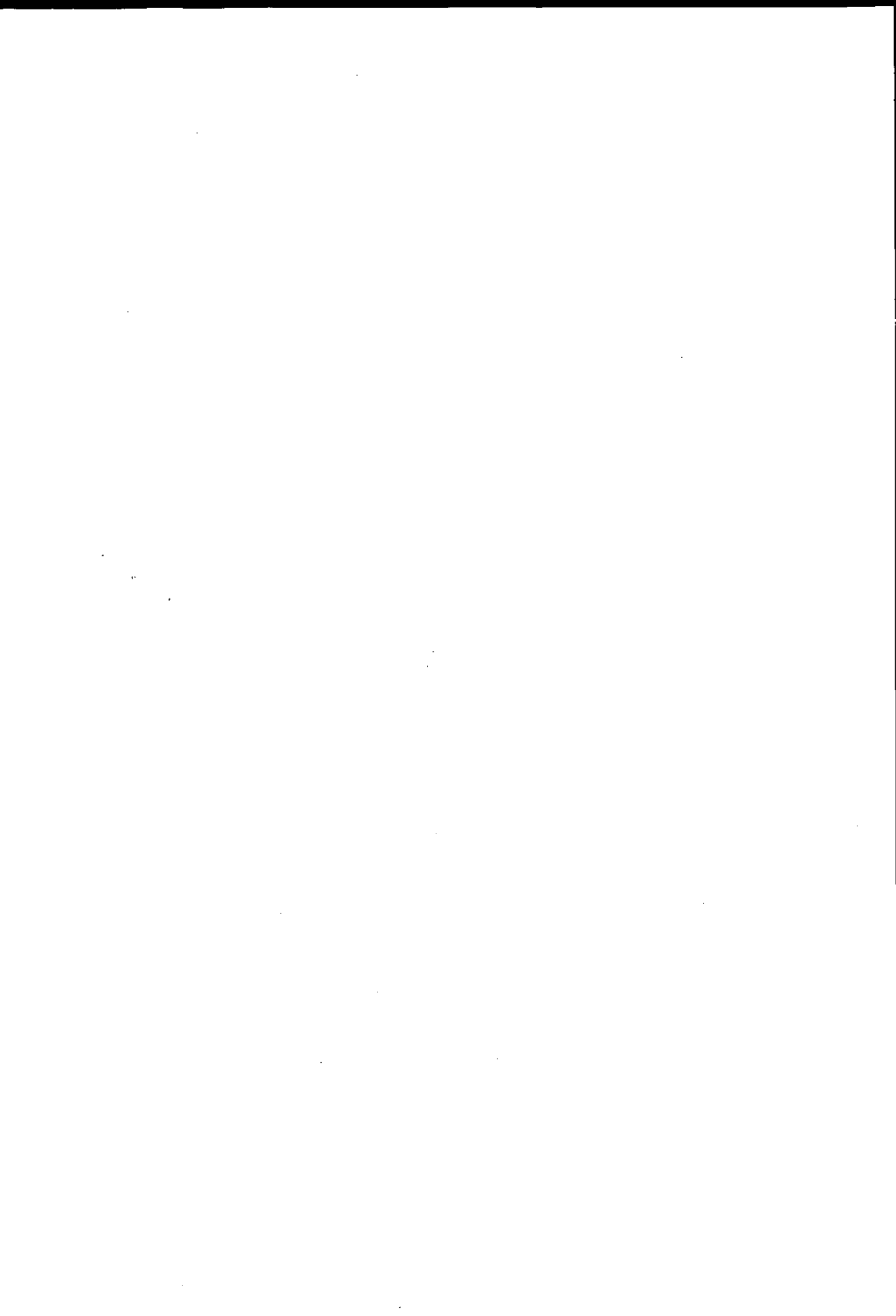
トヨタさんのディーラーさんがDRESSをお使いになりましてそれぞれ在庫管理をおやりになっているのを1カ所に全国から集めて、メールボックス方式でトヨタ自動車のコンピュータから自動的にこれを取り入れるというふうなことがすでに行われております。これはメールボックスは接続じゃないというふうな前提があるのですけれども、そういう形のものが進んでおる。これは公社の例でございます。

ところが、KDDのデータ通信設備サービスというのはアプリケーションではなしに、どちらかといいますと通信処理を主体にしたものでございます。したがって、たとえばオートメックスなんというのは国際的な専用線のための交換及び蓄積サービスなのですが、外国ではテレックスがその設備の中でつながれるようになっておりますけれども、わが国ではまだそこまでは今度の開放は進んでおりません。まして先ほど申し上げました私設回線と電電公社のいかなる回線とも接続ということになりますと昔のままで取り残されておるわけでございます。

以上、問題点を主として法制面で申し上げました。

2. 中企業暫定省令の評価

本討議は、本委員会の決定に基づきゲストを含む専門委員会における討議の記録である。



2. 中小企業暫定省令の評価

C それでは、最初のいわゆる中小企業暫定省令について、Aさんから経緯をご説明いただきたいと思います。

暫定省令に至る経緯と現状

A 要するに本人システム、企業内システムはほとんど問題がないわけで、相互接続の問題だけ残りますけれども、これは手続の煩瑣のことを除いては、企業内であれば多分ノーと言うことはない。ですからそれを外しまして、共同も余り問題はないとしますと、広くは接続の問題と、後で出ますニューメディアは広く言えばほとんど接続の問題になりますが、それからVANの問題、その2つだけが残ってくる。VANの問題は、ここのご質疑でも企業内システムだけのお方には余り関係ないかもしれませんが、考え方としてはやはり相当重要でございますので、それは結局は臨調とも絡みます。いわゆるコモンキャリアに対して新しく民間の通信企業の業者がどの程度の範囲で、どの意味で出るかということになりますので、回り回ってそれは本人システムだけのユーザーの方にも当然に影響してまいります。早く言えば、いまは公社さんしか回線提供しないというのに対して別な通信事業者がたとえば安く別なものを提供するとなると、これは大変な影響になるわけでございます。そういう意味で、この中小企業VANがその一番手になるのかならないのかということに対しましては前提としていろいろな大枠がございます。

要するにVANを認めろということとVAN法を通したいということとちょっと違うわけでございます。VANを認めろということは民間の声でございます。これに対して郵政省の方ではVAN実現のためにはおととの暮れに出した若干の事業規制的色彩のあるVAN法案が必要なのだ、こうおっしゃるわけです。民間の大多数は、事業規制のあるような法案などはとんでもないというこちでデッドロックになっておるわけでございます。けさの新聞

に出ておりますように、前から郵政省は新しく VAN 法案を出そうというおつもりでしたが、多分ご断念になったはずであります。ということはデッドロックが続きます。そこがむずかしいので、あとはユーザーさんの声しかないわけでございます。ですからこの中小企業 VAN を解釈で、先ほど2～3の委員の方からございましたように、解釈で広げてもらおうというご意見、ご態度もございますし、それから法制的にとにかく突っ走る、VAN 法を出してもらおうということもごく少数意見としてはございましょうが、そこら辺が非常にむずかしいわけでございます。それで、そんなことがありましたし、それからこの中でも一部中小企業 VAN をご申請になっておるところもありますので、非常に不十分である。もう一回申しますと、現状では大企業は1社しか認めないわけであります。それから、参加社の数もごく少数に限定する。本来届出制だから、ですから認可制じゃないはずですからおかしいのですけれども、ちゃんと道はありまして、暫定法の第3条に何かおかしければ大臣から訂正といいますか要請があるということがちゃんとありますから、それを事前に使えばできるわけであります。実際に大企業は1社、数は制限するよということでございます。ですから、それはちょっと困るじゃないかということでございまして、一応この委員会として要望してはどうかという意見も一部ございましたし、それから先ほどのようなこのままでというのもございます。

それは1つは、中小企業者のためのシステムですから、中小企業者が5割以上あれば、いいのじゃないかということでございます。あとは大企業が入っても構わないのじゃないかという考え方でございます。

それから、特定の者の間のシステムでなければいけないというわかりにくいものがあります。つまり不特定の者のためにサービスするシステムはいけませんよということで、これは非常にはっきりしているわけですが、では不特定ではないということはどういうことかということで、詳細は略しますが、一応の定義をしましたが、大分もめましてペンディングになりました。簡単

に言いますと、たとえばAというチェーンストアがあって、真ん中にストアがありまして、納入業者が100ある、これを1つのセンターが請け負う、これは当然あることであります。いまの郵政省のお考えですとそれしかできないというわけで、ちょっと困るじゃないか。今度はそのAというチェーンストアと提携関係にあるあるいはあろうとするBというチェーンストアがあって、また100の納入業者を持っている、それが同一のセンターに頼むということはいかがですかという問題であります。これははっきりしませんで、それでも不特定多数になるようなならないようなで、むしろ事務局案として出しましたものは表現は全然違う、持って回った実にややこしい表現をしたのでありますけれども、ペンディングになっております。ですから、中小業者の割合とか、大企業は1社でいいかどうかということをつリーにするかというような問題と、不特定多数でないためにはどうかせがあり得るかという問題と、それで特定システムであり、中小業者のためのシステムであれば、もう大企業同士の通信なんかあったっていいのじゃないかとか、当然にポケットとかファックスをやってもいいのじゃないかとかいうようなことが内容でございます。そういうようにいろいろな意見がございまして、不特定多数になるような表現では困るというようなご意見とありました。

それから、これはおもしろいというよりむずかしいのは、提供可能のサービスについては実は郵政さんと公社さんでちょっとニュアンスが違います。理屈から言いますと、条件を満たした中小企業システムであるならば、当然ポケットもオーケーだしファックス通信も扱えていいはずであります。公社のはどうもちょっと違う感じなんですね。そこら辺が非常にむずかしゅうございます。これは間違っているかもしれませんが、やってみなければわからないという感じが少しございました。

そんなことで、ちょっとペンディングになっておる、それがご報告でございます。

C　そういうことで、本委員会の方でも問題にしておるわけでございますが、

先ほども申し上げましたようにこの中小企業暫定省令について、その他法制問題も含めまして、今後どうしてほしい、どうしなければならないかというご意見を交換していただきたいと存じます。

Dさん、さっきのご意見の中にいろいろありましたけれども、ちょっと整理して、今後ということで問題提起をひとつ……。

今回の中小企業VANではなにもできない

D いままでの法律は制限がきつく大変苦労しました。実際の使用ではこの制限から逃れるため実質的にはあまり意味のない営業所の設置のようなことまでしたこともありました。今回はそういうことをしなくてもできるようになったということで便利になったと思うのです。ところが、他人使用の範囲で実際の仕事を検討しますとすぐいろいろな制限にすぐぶつかってしまうのです。先日もお客さんと今後の処理方法について検討したのですが、あちこちできないことが出てきてしまいました。VANならばできるのですが、現在の中小企業VANではとてもその制約条件に入りませんのでこまってしまうのです。とにかくもっと自由に回線が使えるようになることを切望します。

C Q4の今後何をそれぞれの会社でやっていきたいかというお話を聞いていますと、自社内でのコンピュータとコンピュータネットワークというニーズは1つの方向として皆さん共通に出ていると思うのですけれども、そういうふうな意味で物流と情報の流通ということは非常に大きな関係があるわけですから、そういう観点から……。

可能なパターンの明確化を要望

B 当社みたいな業種からいいますと、いわゆる物流機能の中に情報機能というものが非常に大きなウェイトを占めている実態ですが、いままではそういう物流情報というものを余り重視してくれない。たとえばお客さんから受け取るオーダーにしても、データ処理が伴わないと、メッセージと同じと判断

されていますがデータ処理が伴わないものでも、出荷オーダーとか出荷指示書というのはわれわれは帳票であってメッセージではないという思いです。

それからもう1つ、われわれが将来的に効率的なネットワークを構築していくためには、だんだん複雑化していきますので、それを構築するのに多少時間がかかる。現在のところ、個別認可でも具体的な事実の申請がないと検討してくれない。そうじゃなしに、たとえばこういうものが認可になるのか、ならないのかある程度構想案の時点で検討してもらえないか。というのは、新しいシステムを開発するというのはある程度期間が必要ですので、完成した時点で届けをしたらだめですと言われたらおしゃかになって、とてもじゃないが恐ろしくてつukれない。ですから、どちらかというに従来ユーザーとしては食わずぎらい的で安全性を求めた形の中でのいわゆるシステム化、ネットワーク化をやっていたというふうな気がいたします。

C それではメーカーさんの立場から2～3ご意見をいただきたいのですが…。

利用者側からみて中小企業VANは使えない

K いわゆる使う側として、あるとき情報業者のデータベースと自社のデータベースの両方を公衆ネットで同じ端末から見たいということでいろいろ考えまして、それをあるとき電電公社さんに相談しましたら、そういう公共的なデータベースは今後DRESSに加入してくるだろう、だからおたくの自社内ネットもDRESSをお使いになったらどうですかと言われたのです。将来構想としては非常にお安いものができるし、コンピュータ・ツー・コンピュータ、いわゆる情報ネットは、特に公共的な情報ネットはDRESSのデータベースに加入してくるだろう、ですから企業としてはその方向でご検討されたらどうかと、これがすべてを語っているような感じですね。私たちとしては例えば、現在チェーンストアへの納入業者ですので、今ですと専用端末買いまして、時間的制限を受けながらデータ伝送しているわけです。そうするとどんどん端末の種類もふえます、ですから、早くそういう法的な枠がとれて、

何とかユーザー側に非常に寄与するような VAN が出てくることを心から願っているわけです。時々情報センター業の方が私のところにも出入りに来てくれるのですけれども、DRESS との対比になりますと、私達使う側になると、片一方が非常に規模が大きいですから、現時点だけのメリットを追求しますと、DRESS を使おうかなという気になってしまいますね。

C せっかく中小企業のための云々という主旨なのに、それを使えないですね。

K 使えないですね。

それで、先ほどのトヨタさんのメールボックス・スタイルについて説明を受けたこともありどうぞおつなぎになりませんかというお誘いも現に受けたこともあります。そういうこともありまして、電電公社さんも INS セミナー等開かれていろいろ通信の普及に努めておられますけれども、同時に DRESS のセールス・プロモーションもされているようですね。

E 全部データベースは DRESS につなげなんというのはとんでもない話ですね。

利用者の期待に応える VAN ができるのか

M 標準化ということで申し上げたいのですが、たとえば銀行だったら TOCS とか、ああいうのを業種で 1 つつくって、いわゆるキャッシュディスペンサーなんて何か 1 台どこかに、駅なら駅に置いておけば、そのキャッシュディスペンサーはどこの銀行にもつながるというようなシステムをつくっておりますけれども、これらはネットワークがどんどん広がれば、当社の場合でも商社さんとか銀行さんとかいろいろなところとつなぎたいあるいは商社さんに端末を置きたいとか、そういったことになりますと、たとえば商社さんは全部の鉄鋼メーカーの端末をダート並べないといけないということになってしまうわけですね。そうするとわれわれとしては鉄鋼 VAN みたいなものを同業者でつくって、それに端末をつなげば、そこで全部やって、プロトコル変換でもコード変換でも何でもやって、そういったことを考えないと

いけないのかなという気もしておりますから、確かにVANというのはこれからも重要だと思うのですけれども、そのときにどこまでVAN業者の方にやっていただけるのか、そのあたりがなかなかよくわからない。そうすると、いまのところはそういう問題意識はだれも感じているのですけれども、言うだけでだれもネコに鈴をつけに行かないというような状況になっておりまして、問題としてはこれからはますます大きくなると思うのですよね。ただ、私共も含めてだれもちょっと動かないというところが非常にジレンマを感じるわけですがね。

- C そのニーズは非常に高いのですよね。広く一般的なVANということでおやりになろうというのは、こう言ったら申しわけないのですが、センターの方はある程度お考えですけれども、これも一挙に電電公社に対抗するような巨大なシステムなんというのはございませんでして、現在のニーズというのはただ今の例のような業種関係の形でデータの交換を自由にやりたいというのが多いといえますね。1つの事業所にそれぞれのシステムの端末を10も20も並べたら大変だから、コンピュータとコンピュータのネットワークを組みたいということがまず現実的なニーズじゃないかと思うのですけれども、それが問題が抽象化、一般化されてしまって、本当にユーザーの何を欲しているかというニーズが把握されていないのではないのでしょうか。法というのは抽象化され一般化されるものですから、部分的限定的な目的でも一度緩和されるとどんなものが出てくるか、おっかないから規制しておけということかもしれないけれども、そのところにギャップがある、もう1つは民間側でもだれも鈴をつけない、両方に問題があるようですね。

取引先別端末設置の弊をさけたい

- L 染工場や加工工場が沢山ありまして、それにわれわれのメーカーからオンラインでつなぐという形で幾つか端末が入っている。先ほども申しましたけれども、われわれはテレックスでデータ交換を始めましたので、特に端末を

入れろということは言っておりませんが、たとえば当社用の端末、どこそこ会社用の端末、というふうになると工場側は大変だと思うのです。加工工場では各社用の端末を置いて、自分のところでは別のコンピュータで処理をしている、その処理結果を各社別にフロッピーに落として電送するというのが現に行われているわけです。ですから、ばらばらに端末を置くのはやめよう。コンピュータ接続をしてわれわれの欲しい情報を要求するから送って下さい、あなたに必要なものを直接コンピュータに渡しますという方向でいま話を進めているのです。商社さんとも何社かそういう形で接続しています、それから加工工場ともそういう形でいま話を進めているということですね。

リアルタイムのオンラインで問題になるのは、われわれ本社にいますと土曜、日曜休む、工場は、土曜、日曜動くことがある。本社が休みのとき工場でもオンラインが動かないということです。これは分散処理化が進むことによってある程度助かっています。今度は分散処理化が進んで、バッチで送るにしても、本社と工場の休みが入れ違ったら3日ぐらい遅れる、相手が動いているかどうか考えないでデータを送れる通信サービスが欲しいというのが現在のわれわれの望みです。そういう蓄積をしてくれるような全国的な通信サービスがどこかにあったらそれを利用したいなという気持ちが非常に強いのです。

C 中小企業暫定省令による実体としてはいかがでしょう……。

実情と問題点

H 私も自分の感じとしては商売になるようなものではないとは思っておりますけれども、たまたまわれわれの運用していたシステムがうまく合ったというのが実情なんです、やはり先ほどから申しておりますような不満といいますか今後こういうふうに改善してもらいたいという点が幾つかありまして、1つは対象範囲ですね、対象者を特定、不特定というふうに大きく分けたら

いまは特定、その中でも中小企業、非常に特定の範囲が狭いということで、この次に大企業まで含めた特定というふうになって、最後に不特定という段階があると思うのです。そういう段階は経ても構わないのですけれども、中小企業という枠は余りにも現実性に乏しいという意味で、早いところ改善していただきたい、最も望まれる点だと思います。

C 現実に提携されているところは中小企業法によって大企業の部類に入っている会社も現実には……。

H ございます。

C 今度の省令ではそういう会社を含むことは許されないわけですか。

H 一応話はしてみたのですけれども、どうも様子で通してもらえそうもなかったので取り下げました。何うたびにちらちらとまだですかみたいな話はしているのですが、郵政省さんの方も判断に迷っているといえますか、最初はいっとも届出が活発にあると思ったのじゃないですか。ところが余りない。いまはまだ4社ですね。その辺は解釈を拡張していかないとどうにもならないのだらうなというふうな感覚はあるみたいでした。システム全体を見てというふうな解釈をしていたのですけれども、実際問題は1つの大企業を中心としたグループを形成しまして、データがどういう企業間で流れるかという説明を求められますので、中小企業同士というのはもちろんオーケーなんです。大企業と中小企業間というのはオーケーなんです、大企業同士の通信がそのシステム内にあるとここはちょっとまずいですねと言われるのでどうしても出せなかったわけなんです。大企業が2つになってしまえば、常識的に考えればありますからね。1つは外したということなんですけれども、本当は認める方向というのは、そのシステムのうちで大企業同士の通信というのが全体の企業間のデータの流れのうちで非常に微々たるものだったら認めてやろうかというふうな態度に変わってきたみたいですね。ただ、現実問題はデータ量とかトラフィックだとかいってなかなか測定が不可能だということで、何を見るかといったら端末数とか企業数とかということになるのです。2社

目の大企業というのを出したのですけれども、それを入れたらよけい大企業と中小企業に置いてある端末設置台数の差が開きましたものですから、どうもこれは困りましたなというので、ちょっと預からせてくださいと言われたまま全然お答えいただいていないのです。そういうことが現状ですわね。何とかその辺は「どうも解釈自体は緩んでいる方向にはあるみたいなのですけれども、実際問題として決断ができないというふうなところだと思うのです。

それからもう1つ、サービスの対象者じゃなくて、サービス内容なのですから、アメリカのように基本通信と高度通信と大きく2つに分かれて、高度通信の部分は自由競争というふうになってくれればいいのですけれども、わが国の場合はDDX、ファックスというのは認めていただいていないということで、いま出されている4社というのは全部メールボックスですか、それとデータプロセッシング。ですから、高度も大分高度の通信サービスだけしか認めてもらっていないということで、何とか早いうちに基本通信以外のところをすべてというかっこうに直していただきたいというのが2点目ですね。

C さきほどのご意見にもありましたけれども、内容がはっきりしないで、届出や申請が出されてから判断してやろうということになりますと、民間会社としては身動きとれないですね。

H そうですね。ですから、何か手を打つ前にご相談というかっこうになりますけれども、相談しても、どんなものでしょうかねとか言われますと、どうもデシジョンはできないですよ。

C そういう意味で接触を持たれるところはまだいいのですけれども、はっきりしないために、これはもうだめだろうと思ってあきらめられますと、そこで法の下での不平等とか不公平が生ずる心配があるのです。印刷業というのは非常に膨大な昔からの情報量を抱えていらっしゃるわけですが……。

公社はキャリアに徹し機密保持にも注意を

J そうでございますね、情報産業の一角を占めるというふうに言われている

のですけれども、体質的にはなかなかまだ古いところがございます。本格的に使おうとすればかなり多くの会社さんとの関係があり、ネットワークをきちんとやっていけばもっともっと利用価値は出てくるのじゃないかと考えます。しかしまだその辺に関して立ち遅れております。

一般的に感じたことをお話ししたいと思うのですけれども、アメリカの V A N というといわゆるキャリアをベースとしたものですが、日本の場合はなぜか情報処理サービスということを基準としてしまっている。いままで特に関心を持っていなかったのですけれども、気がついてみたら麥なところに位置づけがあるなというふうに感じます。公社さんにはもう少しキャリアに徹していただきたい。キャリアに徹したとしても、われわれとすれば、先ほどお話にあったように、障害が発生したときに迂回路をつくってもらうとか、そこまでやるかどうかは別としても、異機種のコンピュータとの接続のインターフェースを開発して、それはそれなりの料金を取って商売をしていただくとか、パケット交換にしましても、もっとパケットを組み立てるところまでサービスするような、ある程度グレードを分けたような形での、まだまだ商売のやり方だってあるのじゃないか。何も民間を圧迫する必要はないのじゃなからうかという、そんなような感じが多分にいたします。ですが、そういったことをどういう形で訴えていけばいいかなということを感じております。ユーザーの立場だと、先ほどから出ていますように、ケース・バイ・ケースで1つずつ疑問をぶつけても、何か遠くから小さい石をほうっているみたいなもので簡単に拒否されてしまう。ですから、ぜひこういう JIPDEC さんみたいなところで意見を集大成していただいてぶつけていただきたいなという気持ちを非常に強く持っております。

そういう点で、話題から外れるかもしれませんが、なかなか公に言わせていただく機会がないのでちょっと言わしていただきたいのですけれども、先ほどちょっと発言がありましたように、ネットワークの細かいところまでの機器構成を出せということに関連して、果たして出した書類の機密保

持の問題について公社さんあるいはデータ通信協会さんはどれだけ神経を使われているかということです。といいますのは、ちょっとうちの会社に絡みましてあるトラブルがございまして、これはレアケースだと思うのですけれども、モデムを自営でやっていくことで申請したのですけれども、うちが手配したモデムのディーラーさんじゃないほかのディーラーさんに公社さんが問い合わせをしたというケースがございまして、こんなばかなことはないということで後で大分文句を言ったのですけれども、どうもちょっとデータの取扱いについて何か不安なところを感じております。又以前にたまたまD-1回線申請したら、その話がほかのモデム屋さんから、何か今度は高速モデムを入れられるそうですねという話もありましたので、まさか公社さんから漏れたとは思いたくありませんが前のケースとの絡み合わせて何か機密保持の問題で手ぬるいところがあるのじゃないかと感ぐりたくなる点がありました。ですから、そういう点もぜひこういう回線開放とはまた別な問題として、ユーザーさんでそういうケースがあればそういうケースを取り上げアピールしていただきたいなということを申し上げておきたいのです。

C 国際的な関係ではどうですか。

官庁への報告の労力

G 私どもは皆さんのように華々しい計画も何もありませんので、ある事例に当てはめて規制を見るというようなチャンスは今までなかったのですけれども、私が石油業からこの委員会に参加させていただいたのは以下に申しますわけなのです。通産省の方から、1973年オイル危機がございましたが、あのときに、私はその席には出ておりませんでしたけれども、石油業はすべて通産省のコンピュータにオンラインで結んでくださいという要請があったようなのです。それは実は没になっておるのですが、没になった一番の理由というのは通産省さんがお金を全然援助してくれないということだと思うので

す。先ほどどなたかがおっしゃっていたように、業種間の VAN というようなことも考えられません。通産省が JODISと呼んでいるジャパン・オイル・ディストリビューション・インフォメーション・システムに各石油会社はかなりの時間と労力を使っていま通産省にテープと、テープで間に合わない場合には OCR の用紙に書きまして送っているわけですが、今度は逆に石油業の方からオンラインで通産省につながしてくれ、そして、一々加工してやるよりネイティブのデータをポンと渡すという話が持ち出されてくるのじゃないかと思います。その JODIS のシステムだけではなく、オイル危機以来毎月われわれは MITI レポートと呼んでいます、MITI というのはミニストリ・オブ・インターナショナル・トレード・アンド・インダストリー、通産省の英語の頭を取ったものなのですけれども、いろいろなレポートを要求されるのです。それも各社が同じように加工して、加工仕上があったものしか受け付けてくれませんかもので、かなりのコンピュータの時間と人間のチェックの時間が必要です。どうせのことならネイティブのデータをポンポンやってしまっ、それで終わりにさせてしまいたい。そこら辺が、今度は通産省の方の要求ではなくて石油業の方から持ち上がってくるじゃないか。そのときに簡単にやらせてくれたらありがたいな、そんなことを思っております。

通信法全面改正遅延による危機感

- E 今回の法改正は非常に不十分で、まだ依然としてわかりにくい。法律というのは単純明快で、矛盾がなく、わかりやすくなければいけないと思います。まだわかりにくい。私は郵政、電々担当の方々も自分で自己矛盾を抱えながら審査されているのじゃないかというような気がします。だから、なんとか早く全面改正をした方がいいと思っています。
- C いまみたいなややこしい法体系があって、法律の中でわからないと省令にいて、省令見てわからない、通達を見るとこっちの省令はこっちの省令に関連してくる、それを突き合わせてきて、またその文章が何ともわからない

ものになっている。つぎはぎでできているからなんですよ。先ほど問題提起の中で申し上げたのですけれども、これをすきっとしないとだめだし、逆に言うとこれをすきっとさせるためにはずいぶん民間の意見も聞いていただかなければならないし、民間の意見といってもなかなかコンセンサスもむずかしいでしょうし、作業量から見ても膨大なものになると思います。今手をつけなかったら……。

E もう大変になってしまうのです。むちゃくちゃになってしまうのです。もうすでに屋上屋を重ねていますからね。僕は危機感を持っていますけれどもね。こんなわかりにくい法律をいつまでも持っていたら大変なことになります。

難解な制度

F 本委員会でもそういうご意見がありましたが、エンジニアは技術的にはかなりのことができるわけですから何でもやりたがります。しかし、担当セールスマンになると電電公社に怒られるからやめておこうということになるらしいのです。それはやはり何ができるかがわからないので、お客さんにこれを使った方がいいですよというようなことを言って、後で役にあったらどうしようと心配が先に来ることになります。だから、可能性としてはずいぶんいろいろなことが考えられるのですが、たとえばデータセンターとか、国内だとか国外のネットワークについていろいろなことをいま勉強中です。ところが、実際はあまりいい知恵が出てこないわけです。何をやっていいのか、やったら通るのか通らないのか、はっきりと分らないところに問題があるような気がするのです。

C ユーザにシステムのアドバイスをされるというか、セールスされる方々としても同じ悩みがある。

国際的に見てどうでしょう、日本の場合、これから国際的にもネットワークが広がっていくだろうあるいは広がらざるを得ないと思うのですが……。

- F 日本の広域ネットワークというのはすばらしく発展しています。たとえば全銀協にしても、特に銀行システム、金融機関関係のネットワークというのはすごいわけです。
- C 問題はそれが公社のデータ通信設備サービスとして展開されているという点にあるのじゃないですか。
- F ところが、アメリカの広域ネットワークといっても、自社のネットワークは持っていますが、アメックスだとかシアーズ・ローバックだとかは最近消費者金融の分野まで伸ばしてきているわけですがそれは自分のところだけなんです。
- C クレジットカードが10枚要るとかね。
- F 隣とは全然提携していないわけですよ。ということになると日本のネットワークというのはすごいと云うことになります。だからよその横文字の資料を持ってきても参考にならないし、比較もできないわけです。ただ、必要があればアメリカでは接続が自由ですから、交換網や相互接続で情報交換が行われているのかもしれませんが。ヨーロッパにおいてはましてネットワーク程度が低いわけです。
- C 今度 SWIFT の問題が起きていますね。
- F はい。

資料2 第二次回線開放評価とニューメディア
について的小アンケート

Ⅱ ニューメディア

第二次回線開放評価とニューメディアに ついての専門委員会内アンケート結果

Ⅱ ニューメディア通信環境について

現行条件

双方向CATV ・単方向CATV は有線テレビジョン放送法規制下

・双方向CATV は有線電気通信法規制下（運用で認める方向へ動きつつあり）

・CATV 同士の網間接続は現有線電気通信法下ではまず困難

VIDEOTEX
（日本ではキャプテン） ・双方向通信として有線電気通信法規制下（運用で認める方向へ動きつつあり）

・なお、欧米における標準化への動き（簡単にはまとまりそうもないが）

TELETEXT
（文字多重放送） ・技術的にコード伝送／パターン伝送の争いは真には未結着

・民間における第三者参入問題の余波

衛星通信 ・内国技術／外国技術 — コスト — などの問題

・衛星全体／個別トランスポンダの所有主体，運営主体，リース等の問題

なお、VIDEOTEX、TELETEXT は広く浅い情報のデータベース・サービスとしても理解できるが、米国においてCATV とVIDEOTEX 方式が融合してCATV にもDBサービスが包含されてゆく動きもある。

また、VIDEOTEXは少くとも英国においては明確に、日本においてもおむね、家庭向きサービスとしては当面成立困難で、まず企業向けサービスの方向に移行している。

Q 5 貴社のニューメディアに対する態度をおきかせ下さい。

(制度的に可能になるとき事業主体として参入)

	参入 予 定	参入検討中	参入の予定なし	態 度 未 定
CATV	0	1	2	10
VIDEOTEX	0	4	2	7
TELETEXT	0	3	2	8
衛星通信	0	2	3	8

(情報提供者としての協力)

	協力 予 定	協力検討中	協力の予定なし	態 度 未 定
CATV	0	3	0	8
VIDEOTEX	0	4	0	7
TELETEXT	0	3	0	8

(利用者として)

	利用 予 定	利用検討中	利用の予定なし	態 度 未 定
CATV	0	3	1	8
VIDEOTEX	1	5	1	6
TELETEXT	0	4	1	8
衛星通信	0	6	1	6

Q 6 VIDEOTEX (CAPTAIN) における公社主導についてのお考えをお聞かせ下さい。

右の選択肢に1つの○印をおつけ下さい。

- | | |
|---|---|
| ① | VIDEOTEX は公社主導の
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">0</div> 1社でよい |
| ② | VIDEOTEX に民間主体の
併存を認めるべきだ
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">10</div> 一見通しとして公社先発による
不利益の影響をうける一 |
| ③ | 同 上
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2</div> 一見通しとして公社先発による
不利益は大したものでは
なからう一 |
| ④ | その他
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">0</div> |

(以上)

Q 7 いずれにしてもニューメディアへの民間進出を必要必然とするならば、現行通信法体系の全面的見直し、再構築が必要となります。

ニューメディアの進展状況に鑑み、そのような新法体系構築はいつまでに必要とお考えになりますか

右の選択肢の1つに○印をおつけ下さい。

- | | | |
|---|-------|---|
| ① | 直ちに | 4 |
| ② | 3年以内に | 7 |
| ③ | 5年以内に | 1 |
| ④ | その他 | 0 |

(以上)

3. ニューメディアへの展望

本討議は、本委員会の決定に基づきゲストを含む専門委員会における討議の記録である。

3. ニューメディアへの展望

一般的展望

C それではQ 5, Q 6の問題へ進んでいきたいと思います。これは将来のこととございまして、各企業それぞれにご事情がいろいろあるかと思いますが、許す範囲の中で、計画でなくて結構ですから、可能性の問題として個人的な意見ということでお話しいただければと思います。

B 私ども新しいこういう分野というのは勉強不足でわかりませんが、ニューメディアとして、事業主体としてはまだはっきり態度がわかりませんので、4つとも「態度未定」とさせていただきました。

「情報提供者としての協力」は、どういう分野で、またはどういう形で情報が提供できるか、今後そういうものを検討して、できる範囲の中では協力していきたいと考えております。

「利用者として」は、CATVについてはいまのところ非常に限られた地域的な形での利用形態ですので、この辺についてはまだ「態度未定」、VIDEOTEXとかTELETEXT、衛星通信については具体的にそういうものがはっきりした段階でもう少し利用検討を重ねていきたいというご返事させていただきました。

Q 6については③に丸をつけさせていただきましたけれども、②にしようか③にしようかいろいろ考えましたが、民間業者は民間業者として公社とは違う分野で利用ができるのじゃないかと思いますので、そういう面では余り不利益をこうむらないのではなかろうかということで③にさせていただきました。

一般的に将来新しい情報媒体がいろいろな分野で利用の方法だとか提供サービスの多様化が考えられますので、ぜひこういう面については早急に民間の参入を認めるべきであろうという意見です。

Q 7については、「直ちに」というのは非常にむずかしいと思いましたがの

で、それを除いた範囲の中で一番早い時点の中で新法案の構築をしていた
だきたいということで②に丸をしました。

その下の「一般のご意見」については、今回いわゆるデータ処理を伴う回
線利用においてはかなり緩和されたというか自由になってきておりますので、
次にいわゆるデータ処理を伴わない新しい分野での回線利用について早急に
解明して、どういうふうな形で利用ができるかというものを提示してい
だきたいということです。

以上です。

C そうしますと、大部分の問題は多分V A Nの中へ吸収されてくる形にな
りますね。大変なことだろうと思います。

D 最近はニューメディアというのが世間一般で言われておりまして、社内的
にもこれをどういうふうに取り込んでいくかということについては検討して
おりますが、今後の方向についてはまだ決まっておりませんで、「態度未定」
というのがこのページのほとんどです。ただ、最近衛星通信については来年
夏以降高速な回線が使えるということで、「利用検討中」という段階です。

Q 6の「VIDEOTEX(CAPTAIN)」は、民間の活用を主体とすると
しました。最終的には民間が主導権を握るべきだということです。

E Q 5は、企業グループとして、ニューメディアはすべて「参入検討中」で
あります。ただ、衛星通信だけは、打ち上げたり何かするというのは無理だ
と思いますので、「参入の予定なし」であります。

「情報提供者」としても同じようなことで、企業グループとして協力をし
たいと考えております。現在もキャプテンに協力しております。全部「協力
検討中」であります。

「利用者として」もこのメディアはすべて使いたいのので「利用検討中」で
す。衛星通信も安い安いと公社さんは言っておられますので、使いたい。

キャプテンの公社主導については②です。そしてつぎのようにコメントし
ました。つまり公社先発による既成事実の押しつけ、ニーズの先取りは問題

が残るのではないか。公社は持てる技術力とか資金等を先導開発だけにとどめてもらいたい。その後の実用化は民間に任せて、民間の創意工夫を活用してもらいたいという意見であります。

Q 7 は、現在の郵政省、電々公社の体制等からして『直ちに』は實際上無理だろうと考えられる。5 年では遅過ぎる。となれば3 年以内だろうということで「3 年以内に」としました。

F 大まかに言って、事業主体としての参入も、情報提供者としても、利用者としてもみんな興味があります。「事業主体」の方は、CATVはちょっとわからないので「態度未定」というところでしょうか。VIDEOTEX、TELETEXT、衛星通信について何ができるかわかりませんが、検討することにしております。

「情報提供者」としても、チャンスがあるかもしれないということで興味があります。

何ができるかは、これからの検討に待つということです。したがって、VIDEOTEX については「協力検討中」ということです。CATVとTELETEXTについては「態度未定」で、きわめてあいまいです。

「利用者として」も使えるものは何でも使ってみようということで、これも検討することになっております。

Q 6 は③に丸をしました。わからないので何に使えるかはっきりしないのですが、大体③ぐらいじゃなかろうかというところです。

Q 7 は、そういうことで、ちょっと早過ぎると思いましたがけれども、検討を始めなければいかんだろうということで①に印をつけております。

G Q 5 に関しては私は右から2 番目に全部丸をしたつもりなのですが、真ん中の「情報提供者としての協力」の「協力の予定なし」は1 社もなしになっております。ここはたしかミスプリントか何かであつたのですね。だから私の方は削られてしまっているのだと思うのですが、個人的にはとにかく「貴社」ということで、会社としては余り華々しいことを予定しておりませんの

で、みんな「なし」と出ているところに丸をしたわけです。

Q 6は②に丸をしたと思います。こういう言い方は悪いかもしれませんが、電々公社さんの趣味でやられては困る。高い料金を取って、お金余っているのしょうけれども、民間だったらもっとシビアに、またもっとりっぱなものができるのじゃないかというようなことで②に丸をしました。

Q 7はBさんと同じなのですが、直ちにというのは無理であろう、ではその次にということで「3年以内に」しました。

H この辺は私どももまだ勉強不足でございまして、Q 5はVIDEOTEX 衛星通信で「参入検討中」に丸をつけたのですが、これも制度的に可能になったら直ちに参入するというほど積極的なものではなく、「態度未定」に近いが、この4つのうちではこの2つに関心を持っているという程度に解釈していただきたいと思います。CATVとTELETEXTは「態度未定」にしました。

「情報提供者」としては、CATVとTELETEXTを「態度未定」にして、VIDEOTEX だけ「協力検討中」というふうにしました。これは広くとらえるとVANなんかとも絡んでくるのかもしれないのですが、運輸業としてのサービスの仕方がだんだんそ野が広がりつつあるという現状で、長期的に見ると物流業者側から提供すべき情報というのが必要となってくるのじゃなかろうかという意味合いです。

「利用者として」は衛星通信のところだけ「利用検討中」にしまして、これももう少し具体的にいろいろなものが見えてこないと何に使うかということまではっきりしませんが、中では関心があるという程度に解釈いただきたいと思います。そのほかの3つは「態度未定」にしております。

Q 6は②に丸をしました。これはコメントとして、基本的に公社主導というのと独占というのとは意味が違ふと思いますけれども、現実問題は公社主導になるのじゃないかなと個人的には思っていますけれども、民間が参入できないというのは問題だと思うのです。少なくとも参入できるという基盤

がなくてはいけないのじゃないかということで②につけております。

Q 7 については、これは通信法体系の見直しは必要だろうけれども、すぐにはできそうもないからということで、②の「3年以内に」というところに付けました。

以上です。

J このアンケートについては、会社のということよりかなり個人的な見解でつけさせていただきました。

Q 5 の、VIDEOTEX、TELETEXT に関しては「参入検討中」です。VIDEOTEX について我社は得意先の注文を受けて入力をするということに手を染め始めています。TELETEXT 関係については1種の静止画ということにつながりが強いと考えております。CATV、衛星通信については「態度未定」です。

「情報提供者としての協力」は、我社自体の情報を提供するという点ではかなり制約があるので、あるとすればベンダーの役割りとして各メディアに関して「協力検討中」に一応丸をつけました。

「利用者として」は、CATV、VIDEOTEX の、一般情報利用ではなく自社工場と関連会社とのクローズドな形でのネットワーク利用は可能ではなかろうかという点で、CATV、VIDEOTEX の両方は「利用検討中」、TELETEXT、衛星通信は「態度未定」です。

Q 6 については、電電公社さんはともかく入力するところまで全部入力センターで押さえようというお考えのようですが、ともかく情報整理は民間主体に移行すべきじゃなかろうかということで②につけました。

Q 7 に関しては、願望としてともかく直ちに着手していただきたい。INS に関する公社さんのワーキング・グループの報告書を読ませていただきますと、第一次のときには印刷業というのは衰退の一途にあるということが書かれておりますが、ともかく INS の位置づけというものをもう少し明確にしておもらわないと無用の混乱を起こすだけではないでしょうか。だから、そうい

った点とほかのこういったニューメディアとの関係、いろいろな点で余りにもあいまいのままに INS だけがひとり歩きしてしまっているのもうちょっと明確にしていだきたいという意見をつけました。

以上です。

K 私どもの会社は、Q 5 は全部「態度未定」につけさせていただきました。設問とはちょっと違うのですが、私たちは機器メーカーであるために、そういう意味からはたとえばCATV、VIDEOTEX、TELETEXT あたりの機器端末は製造しておりますし、INS というものを無視しておられないとか私どもの生活権に係る問題でございます。キャブテンへの参画というものに対して、たとえばそういう画像入力端末等も、すでに具体的に製造の方向に動いておりますから、そういう意味から言うと衛星通信以外は「参入検討中」になるだろうと思うのです。この設問とはちょっと意味が離れると思いますけれども、そういう立場であるということでもあります。

Q 6 は②につけさせてもらったのですが、いずれにしてもこれは客観的に、個人的な意見になるかも知れませんけれども、しかし、先ほどEさんがおっしゃられたように先行によるメリットというのは必ずあるわけで、そういう意味で②につけさせていだいたわけです。

Q 7 は、ずっといままでの方々が②で、私も②なのです。ですから、②が何となく常識的な回答のような感じがしてきたのです。自分も案外常識的な範囲だなと思ったのですけれども、はっきり「直ちに」というのは無理だろう、だから願わくばということで②につけさせてもらいました。

以上でございます。

L 私どもは、Q 5 の「事業主体として」ということについては業種としてちょっと考えられないということで「参入の予定なし」で、あとは全部「態度未定」ということにさせてもらいました。情報提供者としてやることのあるのかもわかりませんし、利用者としても何もやってないのに「利用検討中」もないし、「予定なし」と言うほどははっきりしていないので、全部「態度未

定」ということにさせてもらいました。

Q 6 は②か③か迷ったのです。技術的にはかなり先行するかもしれないけれども、公社にやらせておいても大したことやらぬだろうと考えて③に丸をしました。大したことはないというのは、技術的にはいろいろ進むでしょうけれども、民間のアイデアといいますか、営業センスというものですぐに民間が追いついていくのではないかという考えです。

Q 7 については、Q 6 とも関連しまして、余り不利益をこうむらないためには直ちにそういうことが民間でできるようにという願望を込めて④にいたしました。

以上です。

M Q 5 の「事業主体」としては、鉄鋼業であるので余り関係ないと思うのですが、参入の可能性もありますから一応「態度未定」。

「情報提供者」としては、協力要請されれば協力すると思いますが、いまのところ「態度未定」。

「利用者」としては、安くていいのがあれば使うと思うのですけれども、いまのところははっきりしないので「態度未定」ということで、結果的には全部「態度未定」という非常にそっけない感じになりました。

Q 6 は一応②ということで、下の「意見」のところには、公社は設備の提供のみとして、事業は民間にゆだねるべきであるということを書いておりません。

Q 7 は②の「3年以内に」丸をつけておりますが、「意見」ということで、今回のいわゆる法体系の見直しとかいうことがあるわけですが、きょうの会合でもクローズアップされておりますが、いろいろなハードウェアも含めた標準化というのが必要ではないか。当社の場合、いまコンピュータでマルチベンダーということで何社が使っているわけですが、漢字システムといったものを入れようとしますと、たとえば漢字の活字のサイズが7ポイントとか9ポイントといのはあくまで「相当」で、細かく比べると違っ

ているわけですね。あるメーカーは1インチに5字である、あるメーカーは1インチに6字であるというふうに違ってしまっていて、全社的なシステムをつくって、たとえば本社でジョブを走らせて、その結果をほかの事業所でプリントアウトさせる、そうしますとラインプリンターの活字のサイズが違ってフォーマットが全く狂ってくるとか、そういう問題があるのですね。もちろん漢字の場合はその他にもコードが違うとか、そういう標準化の上でいろいろ問題がある。ですから、ネットワークということではいろんな会社をつないだシステムとかいうことになっても、そういうハードウェアとかソフトウェアの整合性がとれないとなかなかうまくいかないのじゃないかという気がするわけです。ですから、そういったことを解決しないとネットワーク時代というものもなかなかバラ色じゃないのじゃないかというような気がしまして、私もきょうここにそのことを強く訴えようと思って出席させていただいたわけですけれども、そのためにも何か1つの問題としてご検討いただきたいなという気がしております。

- C 話がまたちょっと雑談的になりますけれども、この間テレビを見ておりましたらキャプテンのことをやっていたのです。家庭での利用ということが中心だったせいかもしれませんけれども、百貨店の買い物についてのキャプテンの利用ということなのです。件数としても全く少ないし、利用された方が物すごく不便だということが結論としては言えると思うのです。ところが片一方、テレビショッピングはすごい反応があるのですね。あれは商業にかなりお金をかけてしかも商品も相当値引きしておやりになっているわけですけれども、予定された品物がすぐなくなってしまうぐらいの様子なのです。この2つの例を比べて見ますと、1つはいかにニューメディアがまだ普及していないかということと、電話がいかに普及しているかということと関係があると思います。そういうふうな状況なわけです。

ところでアンケートですが、私、おもしろいと思って拝見したのは、まだ法制面でどうなっていくのかということがわからないせいもありまして、私

が想像していたように、Q 5については大部分の方々が「態度未定」とお書きになりました。その中でいまちょっと雑談みたいなことを言いましたのは、VIDEOTEXについては「参入検討中」というのも、「協力検討中」というのも、それから「利用者として」「利用検討中」というのも一番高いのですね。非常におもしろい1つの傾向が出ているのではないのでしょうか「利用者として」という点では衛星通信もほぼそれに近いのですが、VIDEOTEXについては「利用予定」というのが1社ございますから、1つの傾向として、通信提供者としても、あるいは情報提供者としても、あるいは利用者としても、現在のところVIDEOTEXが一番興味を持たれているような感じがしました。

そういうことから考えてまいりますと、Q 6というのは当然②のところに落ちつきますし、きょうの前半の議論の中からも出ておりましたことにも十分関連してまいりますけれども、当然Q 7で②の「3年以内に」つけられた方も、そう言ったってすぐにはいろいろな意味でできないだろう、だから「3年以内に」ということで、できたら①の「直ちに」の方の気持ちはあるのけれどもというふうなニュアンスに受け取れましたので、ここら辺も1つの傾向が出ているわけでございます。

何か締めくくりみたいな話を先にしてしましまして申しわけないのですけれども、そうこれらの質問に対して、コメントをお書きいただいた方もあるようでございますので、先ほどみたいに私が一人一人の方にテーマをもってお伺いしたりすると議論が全く低調になりますので、自由に意見交換をしていただきたいと思います。何かヒントがございましたら……………。

産構審におけるニューメディア検討の動き

C Iさんが産構審（通商産業省産業構造審議会）のニューメディアの委員をされておりますので、ちょっと動きを簡単に差し支えない範囲で……………。

I いま産構審の中にニューメディア対策小委員会というのがありまして、その中にビジョン分科会と技術分科会と制度分科会というのがありまして、私は制度分科会を担当しているのですけれども、私の個人的な意見から言いますと、産構審に技術分科会というのは余り必要ないのではないかと。というのは、日本の技術力は諸外国にそれほどひけをとらないものがある。衛星通信あたりは、例の戦争を放棄したという関係もあったりしまして、ロケット技術が遅れているので若干後れをとっているけれども、あとの技術の面言えば恐らく先進国レベルに達しているないしはそれをしのいでいるのじゃないかという感じがするのです。強いて問題とすれば標準化、コンパティビリティといいますか互換性といいますか標準化といいますか、そういう問題についての議論はあるかと思うのですけれども、一番大きなポイントというのは制度分科会ではないかと自画自賛しているのです。

それで、ここにもいろいろ出ておりますけれども、幾ら技術力が先行しても、民間に参入できる道を開いていかなければ良質で低廉なサービスというのはできないのではないかとという観点からいろいろと議論をしているのですけれども、電電公社はキャブテンだINSだとえらいお先走っているのですが、少しその辺の足かせをはめるようなことを提言をして少しスピードを落としてもらって、民間がそれに割り込むような方向に持っていきたいというふうに考えております。

皆さんのアンケートを見まして、参入の関心の度合いとか参入の意気込みがやや低調なんじゃないかなというような感じを持ったわけでありまして。できればわれわれも大いにやりたいという民間の声がもう少し出てきますと、その辺の制度分科会あたりでの議論ももっと迫力が出てくるのじゃないかという感じがしております。

急な話でまとまったことも言えないのですけれども……………。

INSへの関心

C INSに対する皆さんの興味というのは非常に高く、いつも満員盛況なんです。パンフレットは飛ぶようになってしまうのです。私はINSの議論とニューメディアの議論というのはかみ合わないとおかしいと思うのです。ニューメディアが出てきた場合にネットワークをどう持つかといったら、もう多分デジタルしかないわけです。ですからそのところで、少なくとも理解としては、いろいろな利用の仕方、アプリケーションというようなこともあるかもしれませんが、あのデジタルのネットワークに対する関心度と、それを使っのニューメディアということと、ちょっと離れているなという印象は実は免れないわけです。

K とにかく私のところのような機器メーカーですと、関心というよりどこがどう変わるのだろうかという心配から来る関心ですね。ですから……………。

I 大幅な生産工程の改造ということが必要だと思うのです。現にもうやっていますけれども、光に切りかえ、デジタル交換機にかえる。さらに衛星も出てきますし、乗り遅れてはいかんという、ご列席の方々にはお付き合いの人が多いのじゃないですかね。

K 一方においてOAの関係、それからホーム・オートメーションの機器の開発を企業内でやっておりますが、どうしてもインターフェースのところが変わったり、どう変わってくるのだろうかということに無関心では進められない問題があります。

I しかも何兆円なんて言っていますし、乗り遅れてはいかぬというあれもあるのじゃないかと思えます。

C 先ほどの公共性の問題と関係あるのですが、三鷹のあの実験の中で電電公社もはっきりあれは企業の利用しかないというふうな予想を持っているのです。感じとしては。ところが、それでは大義名分が立たないので、やはり

一般家庭も幾らか入ってもらわないと困るのだなんて言っていますけれども、その辺の感触は皆さんどうですか、こういうニューメディアに関して。特にCATVだとかキャブテンだとか言ってくると、一般消費家庭のシステムというようなことが少なくともアプリケーションとして考えられると思うのですけれども、その辺の感触は皆さんどういうふうにお持ちでしょうか。

H まだありそうな気がしている段階ですけれどもね。思いつき的には、たとえばどこかに荷物を出したいときに、この荷物をどこまで送ったら幾らかかるかなんていうものを電話のかわりに問い合わせるとか、そんなようなものがあるかなとも思っているのですけれども、それだけではこちらも営利には結びつかぬでしょうし、そういう意味ではまだまだ非常に稚拙な検討をやっている段階です。

CATVの影響

I これは一部の意見ですけれども、VIDEOTEX は限界があるという説がかなり強いですね。さっきCさんもおっしゃいましたけれども、あの使い方では恐らく利用者はコストの問題もあるしついてこないのじゃないか。

これは皆さんご存じだと思うのですけれども、VIDEOTEX はイギリスのプレステルが最初なんですけれども、あれも結局8割ぐらいは企業で、家庭の利用はないという話になっておりますし、いまヨーロッパの記事を読んでいますと、むしろCATVが物すごい伸び率でありますね。イギリスもフランスもドイツも何か政府がかなり大幅な投融資をしてCATVを伸ばしている。私の個人的な意見では、双方向ですけれども、むしろCATVの方がいまの買物にしてもバンキングにしても利用価値は高いのじゃないか。VIDEOTEX は何かしぼらぬと、いまみたいに総花的に広く浅くやっていたのでは結局アブハチ取らずになって大した利用は出てこないのじゃないか。もっと利用の仕方を簡便にしないと、私のところにも端末が入っているけれどもだれも使わないですね。めんどくさいし、入っている情報というのはほとんどテレ

ビとか新聞からとれるのですね。オンラインと言ったってちっともリアルタイムの情報ではないのですよ。古い、昨日あたりのニュースが出てくるので、あれなら新聞でもテレビでももっといいものが出てくる。ああいうやり方をやってもだめですね。何か特定のお客にしばって、特定の商品に固定しないとVIDEOTEXは伸びないのじゃないかという意見がありますし、私もある程度同感しているのです。あれは余りいいところへ行かないのじゃないかと思います。

C いまの買い物のことに関しまして、この間言っていましたけれども、百貨店の場合に百貨店側に端末が入っていないケースがあるんですってね。だからセンターの方に週に1回ぐらいまとめて取りにいくのだそうです。それから品物を送るというのですから、それは即時性からいっても電話にかないませんわね。

I 古いですね。

C それからもう1つ、これは企業側のニーズは別として、家庭というか一般消費者の方からいって、果たしてそう便利なんだろうかということをいまでも私は考えているのです。

実は東生駒で双方向CATVの実験システムを始めてずいぶんになるわけです。いろいろ工夫されているようですが、やはり買い物については電話の方が便利じゃないかと思うのです。

もう1つは、端末数というか利用者数が限られておった場合に、企業側としてどれだけそのためにメリットがあるかということなんです。これはもう決定的なことになるわけです。

コンピュータのシステムもそのための何かをつくらなければなりませんし、それから現実にお金のやりとりとかその配達とか、いっぱい物と金の流れあるいは人の流れなんかいうものが絡んでまいります。それでも初めは同軸で計画しておったのが、同軸をやめまして光通信でやっておりますから技術的には非常に高度なところまで行っておりますし、追い追い利用度もふえて

おるようであります。そういう中で、私はなおかつまだ若干一般家庭の利用という意味では疑問視しておるのです。端末を操作するだけでも電話に比べればかなりめんどろなわけですから。

VIDEOTEXの限界？

I 電話とテレビが家庭に普及しているからそれを使ってというアイデアですが、恐らくはパソコンが安くなりますと何もテレビや電話を使わなくなつて、パソコンが電話機能とCRTを持っておりますので、あれに全部変わるだろうという見方をしておる人もいますね。どんどん安くなるし、昨日坂村さんという東大の教授の話を聞きますと、ボタンと折りたたみのパソコンが2～3年のうちに出るというわけです。人がテレビで映画なんか楽しんでいるときに割り込んでいかなければならないVIDEOTEXなんて使わなくなるだろうと思います。

J ちょっと感じますのは、一般的なことでやろうとするといろいろ情報が錯綜しまして余り使われないのじゃないかなという感じがします。ですから逆にある特定の企業、個人を対象とするクローズドなサービスがありますね。そういう点で付加価値をつけていくという意味での使われ方は1つの道としてあるのじゃないかと思います。ですが、全体としてどれくらい伸びるかという問題は、確かに残されています。

あと、先ほど(司会)の方からお話があったのですが、たまたまVIDEOTEXに関する関心が一番高いというのは、ある意味では1つの危険な芽とみれないでしょうか、われわれは現実目の前にあらわれたものに対してどうしても関心が向く、何か用意されないとそれに食いついていかない要素があるのじゃないか。といいますのは、キャブテンの場合には比較的いろいろなところに多少目に触れるチャンスが出てきた、ではあれ何とかなるのじゃないか。CATVなんかですとまだまだ限られた地域のテストですから、まだどう展開されていくか判らない点が多い。そうなるとやはり何か与えられたこ

とに対してどう利用していこうかということになってしまう。いろいろな意味でユーザーが先手を打って郵政なり公社に働きかけをしていく必要性がある時代になったのではないかということを感じました。

C だからニーズとしては本日は前半の議論の方がより切実であって……………。

J そうですね。

D VIDEOTEX をどんなところに使うか個人的に考えていたのですが、私がもし使うとしたら、新幹線に乗るとききょうは何時があいているのか簡単にいせると確かに便利だなと思うことがあります。それ以外に普通の家庭で使うというようなことはあまり考えられない。

やはり何かある特定の業務を対象にして企業で使うということでないといけないのではないだろうかと感じます。

まとめ、ニューメディアの今後の進展について

A ちょっとまことに独断みたいなことを申しますと、何がニューメディアかということ自体が問題でございまして、いまの産構審関係の分科会なんかでもなかなかおもしろい、つまり非常にはっきりしているのは、INS はちょっと困りますが、統合データ通信網はニューメディア内、要するにそういうものはインフラにすぎないので、何が乗っかるかということで、ニューメディアはやはり情報の発生から伝送から変換して需要まで新しいものが起きたときにニューメディアができるだろうというのが6割でございまして。

それからパッケージ、ビデオディスクみたいなものはどう見るかという問題とかいろいろございます。

そのほかにニューメディアの考え方としては、そういういまの正当論を差しおいて、新聞とか放送とかの旧メディアと、何か知らぬけれども新しいメディア何でもよろしい、それが混合したものが本当のニューメディアだという言い方でございますね。

それはいずれゆっくり報告いたしますが、とりあえず常識的なもので申し

上げますと、個人的な意見なのですが、CATVがアメリカでこの4年間伸びたのは2つ原因がございます。1つはボルノをやったということですね。もう1つは網間接続、CATV同士の接続あるいは情報提供者とCATVの接続が衛星でできるようになったということです。

日本の場合に考えますと、家庭の場合、ボルノはまず無理だと思います。社会的に許されないと思いますね。

残るのは、いま制度的にも技術的にも映像通信は放送事業者以外ではできないわけです。ですからそれは光ファイバーか衛星でできるようになればCATVは多分可能性があるだろう。ただし、ボルノがありませんからもう1つファクターを入れなければいけない。それはどういうファクターかという、いわゆるホームバンキングを大蔵省で許すということなんですね。これしかないだろう。したがって、ホームバンキングが許されて決済が可能になれば、これも爆発的に伸びるだろうと思います。ところが、これは非常に危険を伴う。つまり決済システムが滞りなく安全に行えるかという、企業のファームバンキングはできると思いますね、基本がしっかりしておりますから。家庭に端末を置かれて決済やったらどうなるだろう。その危険を防止するシステムはコンピュータ的にあるだろうかというちょっと疑問だろうと思います。したがって、そこさえ解決がついて、大蔵がうんと言って、テレショッピングが、さっきのVIDEOTEXではなくて、あんなものを使うばかはいないので、CATVの方で映像が自由になって端末から決済ができるようになれば、物流を伴う、決済を伴う、これはもう大企業、大産業になるだろうと思うわけです。ただ、セキュリティの問題がちょっと解けないという点がございまず。VIDEOTEXなんかは私はまずあかぬと思っております。家庭向きはナンセンスであって、イギリスで10年やってできなかったものが日本でできるはずがない。それから、企業向きはおっしゃるように産業間のクローズドしかあり得ないだろう。つまりそれ以上に広く浅いデータベースの構築ということは一番お金のかかることです。一番お金がかかって、しかもお金が

取れないもので、そんなばかなことはだれがやるかというので、こんなものはできないと思っているわけであります。

それから、TELETEXTは別な問題で、放送界の秩序の問題でございますから、第三者が参入してとか言ったって、民放はみんな反対しているわけですからごちゃごちゃするだけだ。そういうごちゃごちゃしているところにスポンサーがつかますかということになるので、これも困難な面が多いだろう。

それから衛星通信は、衛星通信そのものよりも、むしろだれが衛星を持ち、たとえばリースも考えられましょうし、まさに制度的にどうするかという問題だろうと思います。

今度は個別でなくて、ニューメディア問題を非常に乱暴に一言で言えばどうということになるかと言え、制度的には接続だけの問題だと思います。つまり、CATVだって相互接続ができるかできないかが決め手であったわけですし、衛星も実は電波と地上回線をだれがどういう立場で接続できるかできないかというだけの話でございますから、まさにこの委員会の課題だろう。ですから、ちょっと飛びますけれども、産構審は何か出さだろうと思います。私ども一生懸命資料集めのお手伝いをして制度論をやりますけれども、大きな枠はいやが応でも何か要るだろうと思います。ところが、いまからやって6月に中間答申だというので細かい議論はできるはずがございません。この委員会がオンライン委員会からネットワーク委員会と改称されたのはまさにそれを予見されてのことだと承知しておりますので、産構審がお出しになってもかゆいところまで行くことはむずかしゅうございましょうから、それはそれとして、それに従って枠を見ながらいずれはお願いしたいといえます。当然このネットワーク委員会に細かいつげが回ってまいるとしますのでよろしくお願いしたいとあらかじめお願いしておく次第でございます。

E 全くそのとうりだと思います。相互接続だけの問題だと思います。それではないとニューメディアは自由に効率的に使えないのですから。

C 私がまとめなければならない問題を全部Aさんがまとめてくださいました。

それでは大体こんなところで終りたいと思います。本日は長時間、大変お疲れになったと思いますけれども、どうもありがとうございました。

(了)

4. INS(Information Network System)
に対する協会の意見



資 料

I N S
(Information Network System) 構 想
に対する意見と質問について

昭和57年11月8日

財団法人 日本情報処理開発協会



1. (デジタル化の必要性)

電気通信網を多様なメディアを伝送するデジタル網に統合することは、技術と時代の趨勢であり、原則的に歓迎します。

2. (電電公社のデジタル統合網は、基幹通信設備に限定)

電電公社の提供するデジタル統合網は、トランスペアレントな基幹通信に限定し、これを利用して提供する付加価値サービスは、原則としてすべて民間に開放すべきものと考えます。

3. (新しい通信法体系の確立)

デジタル統合網が構築されるとすれば、新しい構想に基づいた、新通信法体系の確立が必要です。その場合、現行の利用制限は全面的に見直されるべきものと考えます。

4. (複数の料金体系案の提示)

デジタル統合網に適用される予定のビットレート料金(情報量比例料金)については、いくつかの料金体系案が検討されているはずで、技術的な未来論に留まることなく、料金についても、現実的な複数の試案が提示されるべきものと考えます。

5. (付加価値サービスにおける電電公社の業務範囲の限定)

電電公社は、基幹通信設備を自ら建設し所有するという意味でのコモンキャリアに徹し、第2項に既述したように、原則としてトランスペアレントな基幹通信設備の提供に限定すべきですが、仮に一定限度の付加価値サービスを電電公社が提供するとしても、その範囲などについて、あらかじめ広く公開の場で論議し、明確で客観的なコンセン

サスを得た後に、サービスを開始すべきものと考えます。

6. (公開実験等の資金効率)

デジタル統合網に関連する公開実験には、技術上の確認、PR、利用者のニーズ調査、経済性の分析等に目的があるものと思われますが、実験といっても資金効率を十分考慮して行われるべきものと考えます。

7. (試行サービスに対する公平原則の適用)

デジタル統合網の試行サービスは、民間にもその実施を認容すべきです。また、第5項に基づく検討の結果、実施されることとなった電電公社の試行サービスが正式サービスに移行する場合には、同一または類似の民間サービスについても制度的、手続的、時間的な公平原則を考慮すべきものと考えます。

8. (デジタル統合網完成までの制度的経過措置)

デジタル統合網と新通信法体系の構想が結実するまでにも、前項の措置を含めた、主として制度的な経過措置が必要です。とくに、ニューメディア——TELETEXTは別として、CATV網間接続や企業向けVIDEOTEX、あるいはPVN(企業内VIDEOTEXシステムの相互接続)——の自由な展開は現行法制下では困難な場合が多いと思われます。必要な経過措置の研究と暫定制度の実施を希望します。

9. (INS 解説の目的)

広く発表されているINSの解説・PRによれば、将来、あたかもINSによって直接、社会革新(例えば、農村合理化)を実現するかのどとき印象を多くの人を受けています。

このような解説・PRの姿勢に疑問を抱く向きも多く、社会革新論

や適用技術に留まらず、料金体系や必要な対応制度の検討経緯を明示すべきものと考えます。

10. （将来の新通信法体系）

これからの困難な日本経済のなかで、新しい民間の事業機会を創出するためにも、新規事業の独占を必要とする分野と競争原理に委ねられるべき分野との公正妥当な境界を明らかにするためにも、(イ)今後規制すべきは電電公社の業務範囲であって、将来認められるべき民間高度情報サービス業の事業規制ではないと考えます。このため、(ロ)昭和56年末のいわゆるVAN法案思想は昇華され、新通信法体系が確立されることを期待します。

1. (INS の概念について)

INS の概念は次のいずれですか。

- (イ) INS は、各種のニューメディアを利用し、ディジタル伝送方式による、トランスペアレントな電電公社の基幹通信設備のみを指す。
- (ロ) INS は、トランスペアレントな基幹通信設備に新ファクシミリ網やDDX 網が持つ(および持つと予定されている)程度の、各種の付加機能を網内に備えたシステム全体を指す。
- (ハ) INS は、トランスペアレントな基幹通信設備に、前(ロ)項にいう網内付加機能を加え、さらに民間と分野調整後の高度情報サービスを電電公社自体が提供する、より広いシステム全体を指す。
- (ニ) (ハ)に加えて、分野調整後の民間高度情報サービスシステムを包含する社会的全システムを指す。

2. (ISDN との関係について)

ディジタル統合網については、CCITTにおいて、トランスペアレントなISDN 標準化計画が進んでいます。

もし、INS が本質問第1項(イ)以外の概念であるならば、なぜわが国だけが付加機能ないしサービスを満載するような構想を電電公社が考えなければならないのですか。

3. (コモンキャリアの独占種目例)

もし、INSが本質問第1項(ハ)または(ニ)の概念であるとき、電電公社として独占するのが必要かつ妥当である高度情報サービスシステムの例を示して下さい。

以 上

C 本日の議題のひとつといたしまして、いま電電公社が大々的にPRいたしておりますINSについて当委員会が中心になってまとめました意見書、それを協会として発表しております。

INSの報告書についてはAさんの方からお願いします。

A お手元にタイプで打ったB5判のものをお届けしてございますが、ゲストの方は別でございますけれども、昨年11月1日と14日の2回にわたってこの専門委員会で急遽ご討議いただいた結果を本委員会に上げまして、協会の名義で郵政省に提出したものでございます。ですから、それは大体昨年のおりでございますが、ゲストの方もいらっしゃいますので項目だけをご報告いたします。

その第1ページの「意見」というところでは、デジタル化は必要であろう。ただ、ここではINSという言葉はあえて使っておりませんが、統合網というものはいわゆる基幹通信設備に限定すべきで、上乗せの部分はやめてくれということがはっきりした意思表示でございます。

しかし、3番目に、いずれにしてもデジタルの統合網ができるときには通信法体系を全面的に変えなければならないというのがこちらの意見でございました。

それから、料金体系自体もなければ判定がつかないということで、公社の中でいろいろやっておられるはずですから、何か夢物語だけを出さないで、たとえば料金的にもこうなりますよということで、別の例で申しますと、衛星通信については料金体系の案が示されて世論調査がなされているわけですから、1つの例を料金として示さなければ判断のしようがないではないかというのが4番目でございます。

5番目は、本来公社さんはネットワークの針金もしくはファイバーだけに業務を限定していただきたいけれども、現実にはDDXというようなサービスをやっているわけですから、仮に付加価値サービスもある程度やっていただくとしても限定していただきたい、及びそれは公開の場で論議していた

だきたいというのが5番目でございます。

2ページに参りまして、6番目は、この専門委員会で特に強く出ました、たとえばキャプテンの実験その他、今度は三鷹の実験が始まるわけですが、これも、実験と言っても100億単位というような金がかかるわけですが、そういうものを慎重にお取り扱いいただきたいということでございます。

7番目に、そういうようなキャプテンとか三鷹とかいろいろ試行サービスが行われますが、本来はこれは民間でも小規模でやりたいという声があれば許されるべきもので、なぜかという公社さんの場合にはまず巨額な投資のものと実験が行われて、それが試行サービスに移って、本サービスに移るといようなことが当然のようになっておりますけれども、これも公平原則に反するのではないかとということでございます。

8番目に、将来の統合網実現までにいろいろな過程があると思われすけれども、その間にたとえば一種の網間接続的な措置をどうするかというようになことが考慮されないと新しいメディアの発展ができませんのでご措置を願いたい。

9番目に、公社さんのINSのPRというものが、技術的にこれもあるけれどもできるということ以上に、社会革新がINSによってなされるかのような印象を受ける、これは少しおかしいのではないかとすることを率直に申し上げているわけでありす。

最後は、また元に戻りまして、この委員会の長年のご主張であります通信法体系を全面的に見直す必要があるということと、これは後で問題が出ましようが、事業規制を伴ったVAN法案というものはお考え直し願った方がよいのではないかとというのが「意見」でございます。

それから、別に「質問」といたしまして、INSはいろいろおっしゃいますけれども、底の部分のトランスペアレントな通信設備だけを指すのか、あるいはそれに現在のDDX程度のサービスが加わったものを指すのか、あるいはいわゆる高度情報サービスもある程度含むのか、あるいは公社だけでなく

て全体の高度サービスの未来像を指すのか、そこら辺がはっきりしないので、いずれですかということを伺ったわけでございます。

2番目は、国際的にはCCITTにおいてトランスペアレントなISDN標準計画が進んでいるわけですが、なぜ日本だけが百花繚乱のように各種の未来サービスを付加したものが喧伝されなければいけないのかという質問でございます。

3番目は、INSは何もかも含むような感じですが、コモンキャリアが独占すべきであるとお考えになっているものは一体何かということでございます。

これが質問としての提出でございますが、この後の報告をしておりませんのでいたしますと、この「質問」については郵政省において公社さんがご答弁になりまして、はっきりいたしません、INSの概念は強いて言えば(=)、全体を指しているのであるというような答えがあったと伺っております。

2については直接のお答えはなかったと伺っています。

3についても直接のお答えはいただいていないと承っております。

それが協会の意見に対するある程度の反応でございますけれども、このINSにつきましては、郵政省が主催いたしまして、経団連とかセンター協会とか各種団体から意見を徴しております。その結果は公表されておきませんのでご披露するのはご遠慮いたしますが、包括的に各種の意見とそれに対する公社さんのお答えを簡単にご紹介申し上げます。

一番多かった意見は、要するにさっきと同じで、公社さんはどこまでをやるかということでしたが、それに対するお答えは、全国的なネットワークによりあまねくかつ公平に提供すべき国のインフラストラクチャとしての電気通信サービスは公社が行うべきものとする。それ以外の高度なサービスなどは、臨調の答申によっていろいろ変わらなうけれども、将来民間とイコール・フットイングな立場で提供したい。つまり高度なサービスは公社においても提供する、提供したいということでございます。

それから、現在の公社さんの情報処理サービス、いわゆるデータ通信設備サービスはいかが相なるのかというご質問も出ておりますが、オフィシャルにはこれは維持する、今後もやっていくというお答えでございます。

それから、キャプテンについて各団体からどこまでを公社さんはおやりになるのかという質問に対しましては、VIDEOTEX のネットワーク、網自体、それからセンター設備は公社が提供する。それから、情報がいろいろ集まってきて、それを編集したりするということまではやるけれども、公社自体あるいはキャプテン・センター自体が直接に情報を集めるというようなデータバンク業務は行わない、これは前からのお話ですが、そういうお答えでございました。

それから、各団体からVAN 業者が将来出てくる場合に公社との関係はどうなるのだという質問に対しましては、INS の完成時において民間の通信業者と公社とは共存共栄で、イコール・フットィングの競争形態となっているだろうと想定されるというのが公社側のお答えでございます。

それから、INS については相当強い意見が出まして、INS は万能のような、映像伝送まですべてやる、そうなりますとINS は事実上のオープンポリシーという形に近い。現在テレビはオープン・ポリシーでございません。クロードでございます。限定されておりますけれども、オープン・ポリシーに近いものが出てくるならば、そういうINS というのは放送秩序を大きく揺るがすおそれがある、一体どうお考えなのかということでございます。これに対しては直接のお答えがなくて、INS によって現在の映像サービスにいろいろの利用の仕方があるから放送が大きな影響を受けるとは必ずしも言えない。むしろ放送の重要性はINS の完成時点で一層高まると考えるというお答えでございます。

それから、INS にどういう段階で移行するのかということに対しましては、はっきりいたしません、昭和59年ごろにDDX と電報とは統合する。その次の段階で、テレックス網とDDX 網とを統合する。最後に、昭和70

年代に入って、これらの非電話系のネットワークと電話網とを統合するというような順序ではないか。画像関係は極端に情報量が多いので一番統合の遅れる分野となろうというご見解でございます。

それから、現在キャプテン・システムはアナログ設備をお使いになっておるわけでございますが、将来INSが出てくるから中間的にディジタル網が出てくるということになると、そもそもVIDEOTEX というものはアナログでいくのかディジタルでいくのかという点はどうか、それが非常に不安になるという問いに対してのお答えは、中間においてはいずれにしても両方でサポートする、アナログでもディジタルでもサポートするというようなお答えでございます。いま申し上げましたのは、VIDEOTEX を民間でもやれば同じような問題が起こるからでございます。

それから、これも主としてマスコミ関係から、物の言い方でございますが、INSのPRを見ると21世紀には放送とか新聞などは影が薄くなるような書き方がされているけれども、自分でやる意思のないものによけいなPRするのはやめた方がいいんじゃないかという相当きつい意見がございまして、それは表現の問題には十分気をつけたいというお答えがございました。

最後に、今度はすべての団体から、電気通信政策に関して競争原理を導入すべきだというのは大体一致しておりますが、これに対しては、これは郵政マスターだということで、郵政省の見解といたしまして、国とか公社、民間の役割り分担の問題、それからINSの技術的評価の問題、それからINSとCATVなどの隣接領域の問題など将来の電気通信システムのあるべき姿については、現在、これは去年の暮れの段階ですが、電気通信システムの将来像に関する調査研究会で調査研究中であるので、1年程度で結論を出して、つまり昭和58年の暮れころには結論を出して将来像をご報告したいというお答えがございました。

以上でございます。

C いまのAさんからのご報告のような経緯でございますが、ちょっと私から

つけ足しますと、当協会がこの意見書を出しました後、いまおっしゃられたような幾つかのグループに分けて郵政省で電々公社を含めた説明会が開催されました。ただいまAさんのおっしゃいましたことは各業界なり各団体からの質問なり意見に対して電々公社がお答えになったものが大部分でして、それに対して郵政省の態度とは、この時点ではまだ明確ではなく、先ほどのAさんのご説明の最後の方にありましたように、それらをもとにして郵政省としての将来の電気通信の方向を1年ぐらいで見い出したいということなのでございます。

そこで問題といたしまして、先ほど最初の方にお話がありましたINSの概念が最も広い範囲、つまりデジタルな電気通信の回線あるいは交換機を用いて行われる民間まで含めたすべての高度な情報サービスを包含するのだ、全社会的に包含する概念なんだということでございます。そういうふうな通信を受け持っております電々公社自体がそれだけの大きな社会変革まで含めた未来構想をキャリアである電々公社が打ち出し推進していくことが果たしていいのかどうかということと、そこへ至る過程で公社の果たす役割りと民間の果たす役割りというものをはっきりしていかなければならないのじゃないかというのが大体の私どもの意見でございます。そういったことに関しては改めてこれ以上に協会としての意見を公には出しておりません。そういう状況でございます。

以上、第1の議題について何かご意見がございますか。——それでは、もう一つ付け加えさせていただきますとそういう環境にあるわけでございますけれども、第1の議題については先だって電々公社主催の国際通信シンポジウムが催されまして、アメリカ、イギリス、ドイツ、（フランスは欠席）の通信担当機関から意見の陳述がございました。若干の質問もあったのですが、少なくともドイツ、イギリスにおいてはISDNという概念で進んでおられるということだけは非常に明確になったように私は感じました。

—— 禁 無 断 転 載 ——

昭和 58 年 3 月発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会

東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号

機械振興会館内

TEL (434)8211 (代表)

印刷所 株式会社 正文社

東京都文京区本郷 3 丁目 25 番 8 号

TEL (815)7271 (代表)

57-R006

原本 (持出厳禁)

受 付 N.	C-12
受付年月日	
作 成 課	